

---

令和4年 第1回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和4年3月7日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

令和4年3月7日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(13名)

2番 組坂 公明君	3番 野鶴 修君
4番 竹永 茂美君	5番 岩淵 和明君
6番 鎌水 英一君	7番 熊懐 和明君
8番 佐藤 湛陽君	9番 上野 恭子君
10番 江藤 芳光君	11番 伊藤 善康君
12番 櫛川 正男君	13番 佐藤 裕宣君
14番 中野 義信君	

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 加藤 裕介君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	高木 典雄君	副市長 .....	重松 邦英君
教育長 .....	麻生 秀喜君	市長公室長 .....	中野昭一郎君
総務課長兼浮羽市民課長 .....			吉松 浩君

監査委員事務局長兼公平委員会事務局長	佐藤 重信君		
会計管理者	松岡 美紀君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長	江藤 良隆君		
企画財政課長	山崎 秀幸君		
税務課長兼徴収対策室長	大石 恵二君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長	石井 良忠君		
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
住環境建設課長	村岡 薫君	都市計画準備課長	緒方 寧君
水資源対策室長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長		樋口 秀吉君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長		石井 太君	
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	高木 慎君	公平委員会委員長	江口 和規君
人事秘書係長	河原 祐介君		

---

午前9時00分開議

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） おはようございます。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（中野 義信君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。9番、上野恭子議員の発言を許可します。9番、上野恭子議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 9番、上野恭子です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、今年もいろんな出来事がございました。コロナ禍で非常に多くの方が命を奪われました。まだ無期限で続いておりますし、オリンピックは本当に心を豊かにし、国を超えて笑顔で応援したものです。また、4日からはパラリンピック、この祭典は世界平和の祭典だと思っております。2月には、ロシアのウクライナに対する侵略で、夢のような恐怖を感じております。子供たちの悲しむ姿が、すごく心を痛めます。国際社会で、どのようにか助けていただきたいというふうに願っております。私たちの日々の幸せが当たり前ではないことに、本当に感謝をいたして

おります。

私も議員としての最後の質問になります。しっかりと質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

1つ目、市内公園の在り方についてでございます。

2つ目、国の「こども家庭庁」設置に伴う市の窓口の在り方についてです。

3つ目、不登校の問題についてです。

4つ目、コロナ禍の生理用品についてです。

5つ目、うきは市の歴史を後世に伝え残すことについてです。

1、2は、2回ほどの質問をいたしますが、3、4、5は課題が多いので、1回の質問とさせていただきます、答弁を承りたいと思います。

最後に、副市長が今日おいででございますので、一般質問についての感想でも、うきは市についての感想でもよろしくございますので、一言お願いしたいと思っております。

それでは、時間が限られておりますので、走ってまいりたいと思います。

それでは、1回目の質問です。市内公園の在り方についてです。

市内公園の在り方については、私が議員になりました目的は、子ども議会の設置と市内公園の設置を思い続け、立候補いたしました。12年前より、怡土市長のときより、市内公園は言い続けております。が、少子化や高齢化率も高くなり、周りの社会状況も変化してまいりました。観光や、子育て中の若い者、高齢者が住みやすい人口増にもつながる公園を目指したいという考えが高くなってまいりました。こういう考えからして今日の質問といたします。

市内公園設置については、市民からの要望も多く、障がい者施設などの福祉施設入所者や高齢者、小・中学生、保育所、幼稚園、周辺住民の子育て世代の方々などなど、社会的弱者のつながりができる公園であってほしいと思うわけです。公園の利用については、デマンドバス等で通うことができれば、みんなが笑顔で楽しく触れ合い、見守り公園となってよいと思うが、市長の考えはどうかという質問です。

うきは市は、今現在、高齢化率が34.9%です。障がい者様は昨年1,700名程度——手帳をお持ちの方ですね。その前の年が1,500人、その前が1,600人と非常に多くあります。国土交通省では緑地公園とか、環境省では公共福祉公園とか、国の管理の下に行っている公園もございますが、市長の思われる、目指す公園は、どのような公園かということをお尋ねいたします。また、市民である弱者は、どのような方と想像していらっしゃいますか。また、市民と市内の全ての方と公園利用については感じていらっしゃいますか。

私の公園の在り方については、健常者中心の考えは取り除き、市民の弱者の方——もちろん健康な方もです、皆様を十分含めて考えていくべきと考えております。その考えについてはいか

がでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま、市内公園の在り方について御質問をいただきました。

議員からは、これまで、令和2年9月議会、令和3年9月議会において、子育て支援公園の設置について、その必要性を指摘されるとともに、強く要望されてきたところでもあります。議員の御指摘等を踏まえまして、市役所の子育て世代の職員11名から成る、「子育て世代職員による公園整備検討部会」を設置し、熱心に議論を重ねていただき、大きく次の2点の提言がなされたところでもあります。

1点目は、子供が走り回って遊べ、大人も安心して見守ることのできる「芝生広場エリア」と、子供が飽きずに遊ぶことができ、各世代の子供が安全に遊べる「遊具等のエリア」が必要だとのことでありました。

2点目は、吉井体育センター横の吉井グラウンドにおいて、必要な施設の整備が十分にできない場合には、吉井百年公園や藤波ダム公園等、既存の公園も含めて広く検討を行ってほしいとのことでありました。現在、「子育て世代職員による公園整備検討部会」の提言等も考慮して、子育て支援公園の在り方を詰めているところでもあります。

今回、新たに公園の利用対象を子供や子育て世代のみならず、全世代型の公園という御指摘をいただきました。これまでの経緯もございますので、御指摘として承っております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） ありがとうございます。2回目です。

市内に公園がないマイナス面としまして、昨日も道路を親子で散歩しておりましたし、ランニングも道路でされております。また、障がい者様が多いうきは市ではありますが、車椅子でのお散歩は見たことがございません。町並みの公園は、人の縦のつながり、横のつながりも持ち、本当に人のつながりができる公園だと思っておりますし、買い物の行き帰りにも寄れる公園というのは非常に子育て中のお母さんにも利点があるわけがございます。あくまで市民全員が集える公園を目指して私しております。その考え方により、公園の在り方は形が変わってくると思うのですが、今後迎える高齢化、少子化に向けて、観光集客の目的を持ち、SDGsの先進モデルとなるような公園をもと思っております。弱者に手厚く、子育て中の若者に人気の公園とも思っております。

公園の在り方のプラスについては、子育てしやすく、親も子も元気が出る。高齢者の方も子供を見れば元気が出る。若い御夫婦が振り向く公園は、子供の増加にもつながるといふこと。公園で住みたくなる市を目指してもいいのではないかと思っております。公園の在り方1つでは、人

口増につながります。公園の利用は、市外からも受け入れてみてはどうか。魅力ある公園は、いろんな形で活躍をしようと思っています。

公園の在り方には、市立公園、県立公園、国立公園と、いろんな公園の形があります。これも考え方の1つだと思っています。人口減少に歯止めをかけ、全国より注目を浴びる公園、小さな市でも先進的な公共福祉公園でもあり、市民が、日々楽しく、健康に心も体も過ごせる集いの場として、多くの方々の笑顔をつくる公園の場がいいと思っています。公園の在り方の外枠が決まれば、私はできると思っています。大きい公園は要らないと思っています。市に合った公園でいいと思います。市の魅力アップにもつながりますし、市民に優しく、人口増にも必ずつながります。住みたくなる市になることが大切です。市長の悩んでおられます人口増に必ずつながると私は確信をしております。子育て環境を整えることが一番大事で、目に見える環境はとても大事です。必ず、何度でも言いますが、必ず人口増につながります。これは私のキャリアの中から確信をしております。

熊本の非常に広い、あそこは公園がありますが、住みたくなる市ということで非常ににぎわっております。そんなに広い公園というのは不可能であると思いますので、内容の充実した公園をお願いしたいと思っています。

目で見て、手で触れて確認していく、そういうのが一番効果があります。市長に子育ての支援をお願いしますと言いますと、保育料を加算しておりますとか、予防注射を支援しておりますとか、いろいろ言われますけれども、やはり、それよりか、目で見えて、手で触れて確認することが一番効果があると私は思っております。

数日前、福岡の大手の建設会社の社長が、今、建設業界がとても厳しい、資材が上がったから厳しいということで、キャンペーンをかけて、平米幾らをサービスするというような、そういうサービス期間を設けたと、お客様サービスで。それでやっていきたいと思っておりますということでしたから、私、一言言わせていただきました。平米幾らと言われても素人は分からないんですね。じゃあ、それに匹敵するお風呂の浴槽1つをサービスしますとか、洗面台1つをサービスしますとか、そのほうが効果があるんですよ。そしたら、非常に私の提案に感心されて、それでいこうかなというようなことを言われてありました。

目で見る、手で触れる、これが一番効果があります。内面の書面をはぐって、このようにしておりますと言っても、それは効果はございません。非常にされてあるのは分かりますけれども、市民には効果がありません。

そういうことからして、今日は、どういう公園をお願いしますと言っているわけじゃありませんけれども、市民全体を対象にした公園をしてほしい。そして、うきは市の、この広さに見合った公園ですね、熊本みたいに広い公園ではなくても、内容の充実した、みんなが行ける公園。車

椅子の方であっても、小さい子供であっても、健康な方であっても集える、そういう公園を目指してほしいということを訴えていきたいということで、ここに公園の在り方についてを申し上げた次第です。

効果抜群の公園、これは、こういう公園ができれば市外からもやってきます。そういう場合は、料金100円でも200円でも頂いていいんじゃないですか。そして、人口増につながる。あの手この手をしても、なかなか人口増にもつながらない。

それから、家庭においては、どこに住むかというのは、女性が割かし権利を持って主張します。お母様方に魅力のある公園、子育てに魅力のある公園、そういう公園を目指すということは、私は、何にかににも、いろんな形で活躍をしようと思っております。そういうことで、それを今どうしますと言っていたかなくても、頭に置いていただきたい。そのことを今日は訴えたいと思っております。

まず、見て、手で感じて、それが支援だと思っております。そういうことで、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたように、ずっと今まで議員からは子育て支援公園について、御質問というか、御要望をされておりました。そういう点では、今回はちょっと趣向が違った、全世代型の公園ということであります。御指摘としては、しっかり承らせていただきたいと思います。

公園を設置するに当たっては、次の大きな3点が大きなポイントになろうかと思えます。

1つは、公園の規模、内容をどうするか。そこには、ターゲットを設けるのか、全世代型というか、特色ある公園にするのか、広く全ての世代の方に行き渡るような公園にするのか、そういう内容も含まれているのではないかと思います。

そして、2つ目に、じゃあ、場所をどこに設置するかという問題であります。

最後、3つ目は、整備し終わった公園をどういう形で管理をするかという、この3者をやっぱり、しっかり煮詰めてやっていかないと、やはり、すばらしい公園というのはできないと、このように認識しておりますので、そういう三方の視点から、今、検討をさせていただいているところであります。

○議長（中野 義信君） 9番、上野恭子議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 先ほどから市長が3点申し上げた、答弁されましたことは、私も存じております。だから、いろんな方面で考えていけばいいということでございます。

国会議員の方、1日議員で100万円を頂くような予算を持っておられます。そういうことも考え合わせながら行っていいんじゃないですか。私はそう思っております。うきはのために全精

力を使って、やっぱり、うきはの子供たちを幸せにしていく、父子関係の方を幸せにしていく、そういうことは、いっぱい力を注いでいくということは、やっていかなくちゃいけないんじゃないかなろうかと思っております。

それでは、今日は、そういうことも考え合わせていただきたいという質問で終わらせたいと思いますので、しっかり受け止めていただいたらうれしいと思っております。

それでは、2番に入ります。「こども家庭庁」設置に伴う、うきは市の窓口の在り方についてです。

国は、2023年に子供政策の司令塔として「こども家庭庁」を設置するようですが、うきは市の窓口も、子供を取り巻く行政業務を集約化して「子ども課」を設置した場合、市の予算を手厚く安定的に配置していただく考えがあるのかという問いでございます。

私は常に子供をど真ん中に置いて考えていくことが大事だと思っております。二、三年前よりも、子供を取り巻く課題については、西別館にほぼ集約されていると見ております。学校教育も西別館に収まり、子育てに十分配慮されていることがとてもうれしく思っております。

今回、私の質問は、子育てについて他に集約すべきものがあれば、また、それが集約できれば、仮称子ども課が大きな意味を持つと思っております。また、もう一つは、はっきりと、子ども課とすれば、新年度予算が手厚く、はっきりと予算化ができるのではないかと考えたからです。

子供は将来の市の財産です。子供にける予算は、惜しんではならないと思っております。ただ、行き過ぎた、やり過ぎたぜいたくはさせる必要はありませんが、子供に必要なものは最低でもお願いしたいと思っております。

以上のようなことでの質問で、市の在り方、考え方はいかがでしょうかという質問です。

1回目を終わります。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 国の「こども家庭庁」設置に伴う市の窓口の在り方について、「子ども課」の設置と予算配分に関する御質問をいただきました。

政府は、子供に関する施策の一元化を担う「こども家庭庁」を令和5年4月に発足させることを目指し、先月の25日に、こども家庭庁設置法案を閣議決定し、国会に提出をしました。こども家庭庁は、内閣府の外局として設置され、子供の保育や養護、子育て支援、虐待・いじめ防止などに取り組むほか、少子化政策の総合調整を担う予定であります。

うきは市では、生涯学習センターの建て替えに伴い、令和元年8月に学校教育課と教育センターをうきは市役所西別館に移転し、子育てや教育に関する窓口を集約いたしました。福祉事務所及び保健課との連携を強化して、妊娠期から子育て期までの子供や保護者に対する切れ目のない支援を行っているところであります。今後さらに子育て業務を集約化する観点から、福祉事務

所と保健課の所掌事務の一部を入れ替えるなどして組織機構を見直すことも視野に入れております。しかしながら、現状において最優先課題は新型コロナウイルス感染症対策であり、このことが一定程度落ち着いた段階にならないければ、福祉事務所と保健課の一部を入れ替えることなどの組織機構の見直しは難しいと、このように考えております。

予算の配分につきましては、現時点においても子育て支援策は人口減少対策の最重要施策と位置づけ、独自の支援策を盛り込むなど重点的に予算計上をしているところであります。令和4年度予算では、「子育て世帯等のマイホーム取得支援補助金」や、「3歳から就学前の子供の通院費用の無料化」など、新たな独自施策を創設して強化を図っております。

組織機構の見直しにつきましては、より効率的・効果的な支援が可能となるよう、引き続き、検討をしております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 市長から答弁をいただきました。

まず、子ども課ということですが、予算が課として、はっきり確認しやすい、市民に分かりやすい窓口であるということ、このことは非常に重視をいたしております。それから、連携がスムーズになるのではないか、子供の問題点も分かりやすいのではないかとということ、もろもろがあつて、子ども課はいかがでしょうかということですが。

国のこども家庭庁は、法務局、それから警視庁、児童相談所などなどを含め組織化されたものと聞いております。うきは市の近隣でも子ども課としている窓口はあると思いますが、子供に関することの集約だと思います。市民の方々も、窓口が分かりやすいということも大変重要ではないかと思っております。

こういうことを考え合わせながら、予算のこと、子ども課のこと、市民の分かりやすい窓口というようなことからして、そういうことを思った次第でございます。市長の答弁におきましては、コロナが落ち着きましたら組織も考え合わせていくというような答弁をいただきました。まずは、子供のことは大事でございます。それで、しっかり気を許さず、目を向けていただきたいと思います。このコロナが収まるまでの期間、いろいろ市長もあると思いますが、頑張ってください、その後、いろんな方面でいいふうに見直しの検討をいただきたいと思います。よろしくお願ひをしておきます。

それから、3つ目、不登校問題に移ります。これから先は1回の質問で答弁をお願いしたいと思います。

不登校問題です。国の法律で教育機会確保法が定められております。不登校児については、担任の先生との相性も原因の1つではないかと私は思い、気づいたわけです。このことについての検証はしたことがあるか、お尋ねをしたいと思っております。



市内の小・中学生にも少なからず不登校児がいると思っております。近年、中間層のベテラン先生方も少なくなり、若い先生方が多い中、現場では、なかなか大変なのではなかろうかと思っています。教育機会確保法は、イコール不登校児保護法、教育の機会の確保です。不登校児については、いろんな要因もあると思いますが、先生方も、その要因に気づくのも、なかなか複雑で難しいものだと思っています。日頃から現場では子供に寄り添う努力をされていることは私も承知をいたしております。

ただ、思いますに、人は生きる中で、社会生活の中で少なからず相性というものがあります。もしかして先生とそのような理由があるとすれば、そこに視点を置けば、お互いに解消され、子供が前に進んでいくことができ、精神的にも幸せになることであり、そのようなことを検証したことがあるか、また、なければ、検証をする考えはあるかをお尋ねしたいと思った次第です。

思いますに、数十年前の過去には、そのような例もありました。子供が学習の拒否もしたこともありました。そこに気づいたとき、子供がしっかり前を向いて、学習にも意欲を燃やした例があったのを思い出したわけです。

私がいつも申し上げますように、義務教育は教育の保障の場と私は常に思っております。不登校に対しては、違う角度からの視点も重要で、子供の思いに努力を重ねることも大事と思っております。深く、難しく考える前に、出会いの相性といった原因もあるのではないかと気づいたところでございます。大人の社会でも相性は常に感じるところです。学校教育課では、その件にはどのように感じていらっしゃるか、検証をしたことがあるか、そのことを今日はお尋ねしたいと思いました。答弁、よろしく申し上げます。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 不登校問題について、「教育機会確保法」が定められている中、不登校の原因の1つに担任との相性が想定されることへの検証等についての御質問でございます。

文部科学省の「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によりますと、不登校の要因については、本人に係る状況が最も多く59.1%となっており、「教職員との関係を巡る問題が主たる要因」となっているのは、小・中学校を合わせて全体の1.2%となっております。ほかにも家庭に係る状況等もあり、複数の要因や背景が考えられ、多様化、複雑化していることが明らかとなっております。そのため、児童・生徒が抱える悩み、困り感等を適切に把握することが大切となります。

市では、全小・中学校で客観的な質問紙検査を実施し、先生、友達、家族に対しての気持ちや自分に対する感情等の把握に努めております。また、定期的に教育相談等を実施し、児童・生徒の悩み、困り感を把握することにも努めております。

不登校の児童・生徒の対応については、必ずしも担任の先生が対応するのではなく、教職員で

情報を共有しながら、不登校の児童・生徒と最も信頼関係がある教職員や教育センターの教育相談員による支援を行っているところでございます。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） ありがとうございます。

角度を変えて見るということが大事かなというのをちょっと思いましたので、そのことに気づいたわけですが、教育長頼りでございますので、今後も、校長会、教頭会、いろいろあると思いますので、いろんな面で今日の私の、先生との相性というのも過去にはありました例でございましたので、ぜひ、そういうことも流していただきながら、子供に常に注視し、明るく健全に育つ子供を目指したいということでの質問ですので、よろしく、各学校への先生方への御指導をよろしくお願ひしたいと思います。全て、やっぱり学校に関しましては、教育長頼りということでございますので、よろしくお願ひをしておきます。

それでは、時間も迫ってまいりました。4つ目です。質問です。4つ目に入ります。

コロナ禍の生理用品についてでございます。前回、一般質問で、トイレに生理用品を置くのは衛生的に問題があるとの答弁をされました。私が、トイレにでも、みんなが自由に使えるように期間限定で生理用品を置いてほしい。なかなか口では言えませんのでということで依頼をしたところですが、衛生用品だからトイレには置けないというようなことでありましたので、トイレットペーパーの素置き、直置きは問題ないのかということをおもったわけです。

約2年間続くコロナ禍で物価も上昇する中、女性の立場からしても、とても心配でありました。生理用品が使えない子供たちがいるのではないかと、そういうことも思った次第です。切実な問題でありますので、教育委員会ではどのように感じているのかということで質問をしたわけです。それで、とても気になりますので、再度質問をするわけです。

近年、2か月ほど前から、ガソリンをはじめ食料品も大幅に値上がりをしました。買い物で擦れ違いざまに、子育て中のお母様から、何もかもが高くなり大変と聞きました。月に幾らぐらい違いますかと聞きましたら、5,000円では済まないだろう。1万円ぐらい違うのではないかしらと言ってありました。また、高齢のお年寄りの方は、年金暮らしで大変大変と言われて帰られていきます。

このような中、女性の立場から、前回、教育長に、健康や体調に関する事なので、期間限定で生理用品を依頼したところでございます。子供たちの最低限の健康を保つためには、家庭はもちろんのことでございますが、市の手厚い思いやり予算が最後のとりでであると私は思っております。どの子供も心が傷つくことなく生理用品を手に入れ、使用することができることは、私たち大人の幸せでもあると思っております。決して、ぜいたくをさせる必要はありませんが、女性として生まれ育つ者の宿命であり、そのことに対する支援を拒むことは許されないことと強く感

じました。

うきは市には、両親がいない子供、独り親の子供、たくさんいらっしゃるはずですが、この緊急時に、必ず保健室で生理のパットを下さいと言わせること、このことも女性差別ではありませんか。教育長も自分事として考えてみていただきたい。できないならば、できない、予算がありませんので、できませんと言っていたほうが傷つきません。

今回、私は、この質問を最後とします。何度も言いたくないです。本当を言ったら、こういう質問をしないで、市のほうからしていただきたいという思いがありました。教育長として、本当に、もっと子供に思いが熱くあってほしいという思いもあります。私は、市の子供は、我が子と同然ではないのかと思います。もう涙が出てきます。父親と母親の感覚の違いでしょうか。前回のような答弁をするようでしたら、子供が増えることは期待しないでほしいと思いました。子供については、できるだけことは支援をし、心身ともに健康に育てることは大事ではありませんか。これも1つ、教育長のお仕事の一環だと思っております。本当に支援をする気があれば、トイレに置けないと思えば、1人ずつの配布でもいいのではないのでしょうか。課長が、いろいろ答弁を、衛生問題と答弁をしましたけれども、課長は課長なりに苦しく答弁を考えたのだと思います。本当にかわいそうだったなと思います。

私たち母親からすれば、子供たちの痛みは母親の痛みでございます。子供の幸せは、母親の幸せです。これが父親と母親の違いなのかと痛感をさせられました。できるならば支援をお願いしたい、こういうことを思いながら、このことの最後の質問といたします。

答弁を1回よろしく申し上げます。次に、そして移ります。

○議長（中野 義信君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） コロナ禍の生理用品について、子供たちへの生理用品の提供についての御質問でございますが、この質問につきましては、令和3年12月議会において御質問をいただいております。その際、コロナ禍の中で重点的に消毒等を行っているトイレに、トイレットペーパーは必需品であると考えますが、新たに児童・生徒が手に触れる形で生理用品を備えることは、感染症拡大の要因の1つになるのではとの懸念を申し上げたところでございます。

現在、学校においては、保健の学習等で思春期における体の変化についての指導を行うとともに、宿泊を伴う学校行事の前などには、女子の児童・生徒に対して生理に関する具体的な指導を行っております。また、議員も先ほど言われましたが、生理用品は保健室に常備し、養護教諭との対話の下に、必要な児童・生徒に配布しているところでございます。

議員からの提言につきましては、1月に校長会等を通じて学校へ聞いております。学校からの意見としては、トイレに置いた場合、生理用品の管理についての懸念といたしますか、そういう声が聞かれました。

今後の対応でございますが、保健室に生理用品を常備していることを女子の児童・生徒に改めて周知するとともに、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら、トイレにおける生理用品の備付けについて学校との協議を続けてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） なかなか男性には分からない精神的なものもでございます。そういうことも今後考え合わせながらやっていただきたい。

このような時期に、生理用品を下さいということは、言わせることは、子供も、やっぱり、できない家庭は親を恨んだりしますよ。そういう細やかな配慮というものをしていただきたいと思うわけです。私だったら到底言えません。そういう、やはり相手が子供であっても、尊重していただきたい。そういう思いがいっぱいございました。何日も寝られなくて悩みました。教育長も先ほどの答弁、今後検討するということと言われましたので、教育長頼りで、しっかりと希望を見出していきたいと思います。

それでは、5番目の、うきは市の歴史を後世に伝え残すことについてでございます。

うきは市は、平成17年3月20日に県内26番目の市として、16年が経過しました。旧浮羽郡時代には、浮羽町史や吉井町誌、さらには浮羽郡誌と出版・発売されてきたところがございます。うきは市の歩みを書き残し、次の世代に伝える努力をしてきたと思いますが、今後、うきは市誌的なものを出版する考えはあるのか。繰り返す歴史の中で大事なことであると思いますが、いかがでしょうか。

うきは市ですね、吉井町誌が、第1、第2、第3と3回出版されております。52年、54年、56年。浮羽町史は、歴史の「史」で、上巻・下巻と63年に一度、2刊発売をされております。私も若い頃に見ましたが、写真も掲載されており、歴史・文化が分かりやすく書かれておりますし、その時代の時代背景がよく分かるような本でございます。時代の流れの中には登場人物等も書いておられ、しっかりと読んだものです。浮羽郡誌もあったと思いますが、郡誌がいつだったかが、ちょっと調べができませんでした。そういうことで、うきはの成り立ち、歴史、文化、産業が分かり、登場人物、災害時のことも書かれてあり、よく読んだものです。

その後、うきは市の歩みとして出版がされてないようではありますが、現代はデータの時代ですが、歴史・文化の成り立ちは、それでは語れません。歴史は繰り返すもので、後世の市民が生きていく上で必要なものと思います。今後、予定があるのでしょうか。なければ、検討する余地があるのでしょうか。それぞれの分野の知り尽くした方が、著明な方が書けるうちに、いらっしゃるうちに出版する考えがあるのでしょうか。子孫に市を委ねる上でも大切な、うきはの歩み本だと思っておりますが、いかがでしょうか。

書き残すとすれば、合併時のこと、災害のこと、下水道、河川改修、道路改修、八女香春線ができたこと、長野サイホンの再建、また、大石のラウンドアバウト、オニヅカ橋、古墳群のこと、工業団地のこと、何ゆえにこうなったかという、いろんな書くことがあると思いますが、今は分かっている、私たちがいなくなり、長い時間が過ぎると、いろいろなことが分からなくなってきました。そういうときに読むのは非常に参考になりますし、道しるべにもなると思います。こういうことからしての質問です。答弁をお願いします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市の歴史を後世に伝え残すことについて、今後、うきは市誌的なものを出版する考えはあるかとの御質問をいただきました。

議員御指摘のとおり、うきは市は、平成17年3月20日に浮羽町と吉井町が合併して誕生し、間もなく17年を迎えようとしております。合併前の旧町時代には、長い歴史を刻む、この浮羽町、吉井町それぞれに、町の歴史を紡いだ町誌が編さんされているところであります。このうち、浮羽町については、浮羽町30周年を契機に町誌の刊行が企画され、最終的に上下2巻が発刊されております。昭和57年3月に、編集委員7名、執筆者16名が委嘱を受け、下巻が刊行されたのが昭和63年3月であり、6年の歳月がかかっております。また、吉井町においては、最終的に第1巻から第3巻までが発行されております。委員会の発足が昭和40年で、途中、委員の死去に伴う後任の補充などで出版が大幅に遅れ、第1巻の発行が昭和52年、最後の第3巻の発行は昭和56年5月となりました。いずれの町誌も幅広い分野にわたる記述がなされており、多くの編集委員と執筆者の皆さんの大変な御尽力の結晶であります。

合併後のうきは市におきましても、その歴史を記録に残す書物等の作成が必要だとは考えておりますが、市誌の編さんには、市民の皆様を初め、多大な労力と時間を要することから、すぐに取りかかることができるような状況ではないということを御理解いただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） すぐに取りかかりがよいことではないということは承知をいたしております。だからこそ、長期にわたり計画をしていく必要があるのではなからうかという思いで質問をいたしました。

こういう今現代の私たちは、今を知っておりますからいいんですが、後世の方は、やはり将来に向けて、うきは市を維持していくのに本当に貴重な道しるべとなると思うんですね。だから、今の方たちのことを思うじゃなく、後世の自分たちの子孫のことを思って、こういうことも長期にわたり取りかかり、計画する必要があるのではなからうかと思っておりますので、その切り口をお願いしたいという思いで質問しました。そういうことも考え合わせながら、よろしくお願ひしたいと思っております。もう一回の答弁をお願いします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、うきは市の歴史を後世に残すことは非常に重要なことだと、このように考えております。

この編さんするに当たって、ポイントは大きく2つあるのではないかと思います。

まず1つは、うきは市として、現時点で考えますと、これまでの17年間の歩み、これを公文書に代表される資料保存を通して編さんする必要があります。17年間、この中で一番やっぱり大きな出来事というのは、今現在の新型コロナウイルス感染症ではないかと思います。私も2年前、この新型コロナウイルスの感染が大きな課題になったときに、いち早く、100年前のスペイン風邪を勉強したい、そのスペイン風邪のときに、この浮羽郡はどうだったかということをお勉強したいということで、当時の浮羽町史、吉井町誌を見ましたが、ほとんど記述がないんですね。吉井町誌だけ、さわりの部分がある。こういうものをしっかり我々は公文書として残して、後世に伝えていく必要があると、このように思います。

それから、もう一つ重要なことは、さきの町誌編さん事業がなし得なかった、資料の蓄積に始まる、この修史事業、つまり修正をしたり、加えたり、補足したりする、この継続事業も非常に大きなポイントだと思ってます。

今、久留米大学が毎年公開講座で、うきはの古代の歴史をやっています。この中でも、しっかり後世に残すものもあるのではないかと思いますし、それと、昨今では西ノ城古墳のこの発掘が大きな話題になってます。これも十二分に後世に残すものだと、このように思っています。それから、うきはテロワール、このうきはの大地が恵まれた地理的環境にあることも、やはり後世には残すものであると思っています。それから、議員が御指摘されてる、長野伏せ越し事業、これも近代土木技術と治水偉人の考えを融合した新たな地域資源でありますので、これも、しっかり残していかななくては行けない。

それから、議員御承知でしょうか、今、昨日もあったんですが、NHKの大河ドラマ「鎌倉殿の13人」、この13人に、うきはの方が入っていることを御存じでしょうか。新川の長岩城の初代城主、三善康信、後に問註所家の初代城主になりますが、この方が今後テレビにもどんどん出てくるのではないかと思います。

そして、問註所家といえば、どういうんですかね、NHKの大河ドラマで、今、福岡県と柳川市が非常に力を入れているのが、NHK大河ドラマに「立花宗茂と閻千代」をぜひ取り上げたいということで、県挙げて取組がなされております。この閻千代姫なんですが、閻千代姫も問註所家、おじいさんが問註所家の方であります。この閻千代姫も非常にうきはと縁が深いという話であります。

それから、先ほど西ノ城古墳の話をしました。この井上城の出城である西ノ城は、問註所家

の牙城であります。結局、こういうこと、いわゆる問註所家の歴史なんかも、新たに、しっかり、このNHKの大河ドラマを通しながら、やっぱり伝えていくものではないかと思えます。

要は、今、新型コロナウイルスもそうですが、この過去の歴史の修正についても、今ずっと動いてますので、ここをしっかり見極めて、しかるべき時期に、しっかり対応していくということが重要ではないかと、このように思っております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 市長も、やっぱり日々思っていることだなと思えました。今のいろんな御意見から、まるで無ではなかったんだなということを感じたわけです。

こういう仕事は一遍にはできませんので、長期にわたり、部分部分で仕分けをしながら、また、加えをしながら、長期にわたるとは思いますが、日々のそういう注視していくことが大事だろうと思います。そして、7年後でも10年後でも、1つのものができれば子供たちの道しるべになりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

それで、私の一般質問はこれで終わりたいと思えますが、先ほどから副市長にお願ひしておりました、今日は声を聞いて帰りたいと思えますので、一言よろしくお願ひをいたしておきます。

○議長（中野 義信君） 副市長。

○副市長（重松 邦英君） それでは、一言述べさせていただきます。

いつも多岐にわたる御質問、御指摘いただきまして、ありがとうございます。日々、我々のほうも勉強をさせていただいているところでございます。

議員のほうから、冒頭、お話がありました。新聞、ニュース、つけますと、最近は、本当、目を疑いたくなるような、これが本当に起きている現実なのかと思うようなニュース、報道がなされているところです。改めて、平和のありがたさと、その平穏な日常、こういったものを守り続けることの大切さ、また、難しさというものを感じながら見させていただいております。

そういう意味では、議員からお話のありました、1点目でしょうか、公園の在り方についてということについて、ちょっと述べさせていただきます。ある意味、そういった公園が小さくとも市内にあって、そこに小さな方を中心として人が集まって笑顔がある、キャッキャッキャという笑い声がある、そういった町が、やはり、うきはとしては非常に似合うなど。うきはに限ったことではないんですけれども、やっぱり、そういったものが平和の象徴といいますか、平穏な日常としてある、この幸せというものを改めて感じるようなところでございます。

市長のほうからもありましたように、我々のほうでもいろいろ、公園というものの在り方について、今、勉強をさせていただいております。公園のデザイン1つにしても、今、様々な公園が日本の中にはあるようなところも勉強しております。つい先日、市長と一緒に、ある勉強会のほうに参加させていただきまして、インクルーシブな公園というんですかね、包み込むような、い

ろんな方が集えるといったものも、今、研究がなされているというところも一緒に勉強させていただきました。また、今日の午後から、ほかの議員様のほうからも御質問のあります整備の仕方につきましても、いろんな整備のやり方というものがあるように聞いております。ですので、こういったデザインのこと、また、整備のやり方、こういったことも勉強をさせていただきながら、御指摘のあったような公園が実現できるように、我々としても努めていきたい、勉強を進めていきたいというふうに思っております。時間はかかっておりますけれども、こういった形で、将来的に子育て支援を中心としたような公園、こういったものを目指していきたいというふうに思っております。

以上、簡単ではありますが、終わらせていただきます。

○議長（中野 義信君） 9番、上野恭子議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 時間も迫ってまいりました。副市長から丁寧な御意見をいただきました。本当に毎回、一般質問の折には一言ありがとうございます。副市長の一言でも私の栄養となりますので、喜んでおります。

これで、一般質問を終わりたいと思います。

私は12年間、市会議員をさせていただきました。その中で47回の質問をさせていただきました。職員の皆様方より、分かりやすい答弁をいただき、本当に感謝でございます。質問に対し、いつも向き合い、努力をしていただいたことを心より感謝をいたしております。

私は3日にウイルスの予防注射を受けましたら、熱が40度ほど出まして、昨日のお昼ちょっと前ぐらいまで、うんうんうなりながら寝ておりましたので、頭のほうもあまり回りがよくなく、本当に失礼をしたかと思っておりますけれども、無事に質問が終えましたことを自分なりに大変喜んでおります。本当にありがとうございます。

これで終わります。

○議長（中野 義信君） これで、9番、上野恭子議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩といたします。10時15分より再開します。

午前10時00分休憩

午前10時17分再開

○議長（中野 義信君） それでは、再開いたします。

次に、2番、組坂公明議員の発言を許可します。2番、組坂公明議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 2番議員の組坂公明でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。



一般質問に入る前に、3月4日、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議、こちらのほうが開催されております。ホームページのほうにも出ております。そこで、まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について示されているところがございます。中身にありましては、政府対策本部は、福岡県を含む13県について、3月6日をもって、まん延防止等重点措置を実施すべき区域から解除することを決定したと。一方で、まん延防止等重点措置が解除されても、感染が収束したわけではなく、感染の再拡大を招くことのないよう、一人一人が、引き続き、警戒心を持って慎重に行動することが重要でと。特に、これからは、春休み、卒業式、人事異動に伴う歓送迎会、花見など多くの人が集まる機会が増えます。これまで、このような機会をきっかけに感染が拡大しており、感染再拡大防止の徹底が必要です。また、現状、国内におけるオミクロン株の主流はB A. 1系統ですが、より感染性が高いとされるB A. 2系統が国内で検出されており、今後、その割合は増加する可能性があるため、それに十分備えておく必要があります。このため、これまでの経験を踏まえて、3月7日から4月7日までの1か月間を感染再拡大防止対策期間とし、社会経済活動と感染再拡大防止の両立に向け、県民及び事業所の皆様に御協力を要請しますというような内容で、昨日ですかね、示されているところがございます。

なお、新型コロナウイルス感染症陽性者の状況でございますが、3月3日現在で、福岡県陽性者累計24万1,790名、うきは市は803名ですかね、2名ですかね、県と1名ずれていると思うんですけど、たしか、うきは市のホームページは802名だったと思いますけど、そういった状況でございます。死亡者数が975名ということで挙がっておりました。そういった形で1か月間また対策期間が今日から始まったということでお知らせを先にさせていただきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、未成年者への新型コロナウイルスワクチン接種についてですが、まず1点目が、これまで、新型コロナウイルスワクチンを接種できる年齢というのは12歳以上とされております。しかし、国は接種対象を5歳以上とすることを承認し、うきは市では3月中旬から、5歳以上の子供へのワクチン接種が始まる予定となっておりますが、健康な子供たちへのワクチン接種は本当に必要があると思われるかというのが1点目の質問でございます。

2点目が、子供たちへのワクチン接種については本当にすべきか、今も迷われている保護者や不安に思われている保護者がたくさんいると思います。子供たちがワクチン接種する場合、保護者の考えに大きく左右されるものと思っております。保護者に対して、若年層、とりわけ未成年者の接種に関して、分かりやすくワクチンの有効性、そしてリスクについて発信すべきだと思われませんが、市長の考えを伺いたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、未成年者への新型コロナウイルスワクチン接種について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、5歳から11歳の小児接種の必要性についての御質問であります。予防接種法の一部改正により、5歳から11歳の小児も予防接種法の「特例臨時接種」に位置づけ、保護者の同意と立会いの下、接種を受けられるようになりました。

本市におきましては、3月15日火曜日から、週1回、放課後の時間帯を利用しまして、小児科の医師2名体制で安全に集団接種を実施することとしております。5歳から11歳の小児の新型コロナウイルス感染症は、中等症や重症例の割合は少ないものの、オミクロン株による新規感染者が増加する中で、重症化する症例が増加傾向にあることや全体に占める小児の割合が増えております。また、基礎疾患がある小児は、感染することで重症化するリスクが高くなると報告されております。

今後、様々な変異株が流行することも想定されること、現時点において特に重症化リスクの高い基礎疾患を有する小児に対して接種の機会を提供することは望ましいことであると、このように考えております。

2点目が、未成年者への接種の有効性やリスクの情報発信についての御質問であります。新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種の効果と副反応のリスクの双方について、しっかり情報の発信を行った上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り、自らの意思で接種を受けていただいているところであります。ただし、16歳未満の方の場合は、原則、保護者の同伴と予診票への保護者の署名が必要となり、保護者の同意なく接種が行われることはありません。

未成年者への接種の有効性やリスクについての情報の発信につきましては、市のホームページの掲載や小児接種の案内通知に厚生労働省が作成しましたお知らせやワクチン説明書を同封するなど、小児と保護者の双方に対しまして、適切に新型コロナウイルスワクチンの有効性、安全性の詳しい情報発信を行っております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂公明議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点目からちょっと確認をさせていただきたいんですけど、私が聞いたのは、健康な子供たちへのワクチン接種、これが必要があるかどうか、市長の考えをお伺いしたいと思います。市長の今の答弁では、基礎疾患の人は望ましいというお答えがありましたけど、ほとんど、何ですかね、健康な子供たちが感染したときに、今、無症状感染とか、そんなに症状が出てない軽症の人が多。重症はまれですよということが報道でも増えて上がってきております。ですから、うきは市で、もうあと、15日ぐらいから始まるんだろうと思うんですけど、本当に、健康な子供たちに、このワクチン接種が必要かどうかというのを何か科学的根拠とかがあれば、お示ししていただきたいと思います。市長、答弁をよろしくお願いします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 子供たちの接種に対して否定的に考えておられる方がいることも承知をしております。特に10代の子供たちにとってリスクがメリットを明らかに上回っているという主張がなされている。それが、御指摘のように、子供たちは、健康なら感染しても無症状や軽症で済むことが多いのではないかと、あるいは、ワクチンの長期的な安全性の検証より感染予防が優先されているのではないかとという声があることも承知をしております。

私どもとしては、基礎疾患がある小児の把握、これが、なかなか把握しづらいということ、あるいは、いろいろ報道機関がアンケート調査で広報されている中で、やはり小児のワクチンについて7割の方が希望されていると。2割の方は打たないという方もいらっしゃる。大半の方が打ちたいというような、そういうこともある。そういうことで、国・県の指導の下に、接種券等の送付を今させていただいているところであります。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） よくちょっと理解が難しい御回答だったんですが、市長は、こういった記事、意見広告、新聞で出されておりますが御存じですか。読まれたことありますか。うきは市においても、2月、朝倉とか田主丸、浮羽で、地元新聞ですかね、これ、2月に2月号で発行されたんですけど、どういった内容が書かれているかは御承知されているか、まず伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 私も、地元新聞のみならず、同じ内容が、こうして日本経済新聞に意見広告として、しっかり載っていることは全部読ませていただいております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今、私が持っているのが日本経済新聞ですね。これが、一番新しい情報が掲載された意見広告の分でございます。

これを読ませてもらうと、リスク関係が主に書かれていると思うんですけど、コロナで、未成年者がコロナ感染して亡くなられたのは、これまでに4人しかいない。そのうち3人が基礎疾患だったと。もう一人は、交通事故で亡くなられて、検査したらコロナであったと。交通事故で亡くなられた方までコロナの件数で挙がっているんですね。これ、厚労省の事務連絡に書かれているんですよ。亡くなられるときに、コロナの反応があったら全てコロナの死亡者数に挙げるよという厚生労働省からの事務連絡、そういったので明らかに死亡者数がコロナに関係するよという形で数が多いんやないやろうかというのが、私個人の見解でございます。この新聞の分でも、交通事故で1人亡くなった。そのときの検査でコロナだったと。こういった数も挙がっているというのが事実でございます。

私の言いたいのは、未成年者は4人しかおらんとですよと、亡くなられた方がですね。それが、この記事に書かれております。

ところが、なら、ワクチンを打った後にはどうなのかと。ワクチンを打って亡くなられた方が、未成年者が5人でございます。さらには、問題なのが、重篤な副反応、重症、重篤者ですね、これが387人おるって。本来、健康を維持するために打つべきワクチンを打って、その後に、そういった重篤な患者が出てきていると。そういったことを考えると、先ほど言ったリスクと有効性、どちらが大きいのか。そういったのというのは、保護者も十分不安になるんやなかろうかと。だから、分かりやすく説明なりをするべきではないかと前々から言っところでございます。

先ほど市長は、ホームページのほうに、そういった有効性とかリスク関係は上げられておると。うきは市のホームページに上げられているのは、うきは市の考えというよりかは、福岡県のホームページに飛ぶ、それから、厚生労働省のホームページに飛ぶというような内容だと私は認識しておりますが、うきは市として、もう少し、このコロナに対して勉強をする必要があるんじゃないかと思って、今日、質問をさせてもらったんですけど、ホームページのほうは、そういった形で間違いないか、市長のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいていますように、ホームページにも掲載させていますが、このように、今、小児の対象者の御家族のほうに、接種券を配布と同時に、この注意事項、そして、この厚生労働省の詳細な説明事項を同封して説明させていただいております。

私どもの資料のほうにも、小児の接種は、接種を受けるよう努めなければならないという努力義務規定は、努力義務はありませんということをしっかりうたわせていただいて、必ず同封の新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせやワクチン説明書を読んで、効果——効果というのは、発症や重症者を防ぐという効果が期待されているという話とか、副反応、これは発熱などの副反応を心配されている、そういうことについて保護者と本人が理解した上で、希望する方は予約をして接種を受けてくださいというふうにしておりますし、厚生労働省のほうも、保護者向け、そして、お子さん向け、お子さんにも分かりやすくということで、両面から、しっかりした説明をさせていただいているところであります。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） そちら、市長が、何ですかね、保護者のほうに宛てたのは見てないんですけど、副反応がどういったものなのか、そういったのって、副反応をちゃんと認識してくださいじゃなくて、どういったものなのか、どれだけあるのかというのは、それに書かれているんですかね。ホームページにも、見てもないんですよ。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 副反応については、12歳以上の方と同じように、接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱等、様々な症状が確認されていると、こういうふうに承知をしておりますし、厚生労働省の説明の中にも、そういう趣旨で説明もなされていると、このように承知をしております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 市長が今おっしゃったところを具体的に、やっぱり説明できんといかんのかなという思いはするんですけど、厚生労働省のほうにも書かれております。ところが、えらいちっちゃい字で書かれているんですよ。そして、医療用語が多いから、一般の人が読んでもよく分からない。だから、一般の人、誰もが分かるような、そういった有効性、リスク等をつくるべきではないですかと言っているんですけど。

これというのは、今から子供が打つんですよ。将来を担う子供が打つんですよ。それで、厚生労働省の資料を見てください。見てみたなら、めちゃくちゃ難しいんですよ。そういったのをやっぱり市としても分かりやすく保護者に伝える義務があるんじゃないかと思ひまして、質問をさせてもらっているところなんですけど。15日から始まるということで、まだまだ迷っている保護者の方もおると思ひます。今からでも間に合うと思うんですけど、そういった分かりやすい資料を保護者向けにお示しできないか、市長のほうに伺いたいと思ひます。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保護者の方への資料というかチラシについては、先ほどから答弁させていただいておりますように、しっかりやらせていただいているところであります。そのほかにも、当然、いろいろ保護者の方、悩まれている方が多いというのは十二分に承知をしております。市民の皆さんからの相談、今後あるだろうと思ひますので、そこについては、ワクチン対策室の相談電話で看護師が対応することになっております。

それからまた、市民の皆様、その保護者の皆様へのお願いとして、特に基礎疾患がある方はそうでございますし、そのほかにおいても、ぜひ、かかりつけ医の先生方に御相談をさせていただいて、納得の上、接種をしていただくようお願いしたいと、このように思っているところであります。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ぜひ保護者の方が納得して、子供たちに打つべきか、打たないべきかが検討できるような情報提供というのをさせていただきたいと思ひます。

何でこんなことを言うかという、2問目の質問と一緒になんですけど、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、法律ですよ、ここの第3条の第1項に、国及び地方公

共団体の責務って、法律ですよ、これは感染症に関する。そこの第3条に書かれているのが、「国及び地方公共団体は、感染症に関する正しい知識の普及」と。国じゃないんですよ。「国及び地方公共団体」って書かれているんですよ、法律。だから、分かりやすい正しい知識、これを普及せんといかんとやないですかね。そして、第4条に、今度は国民の責務ということで書かれています。「国民は、感染症に関する正しい知識を持ち」、正しい情報を発信しなければ、正しい知識は持てないんですよ。それが、ここの法律に書かれているんですよ。だから、もっと一般市民が分かりやすく、そういった資料をせんと、今からうきは市を担う子供たちに、こういったリスクやらもかなり上がっている中で、迷われている人がおる中で、打つべきか打たないべきかという判断というのは非常に大切なことだろうと私は思っているんですよ。だから、そういった資料というのは、ぜひ情報、保護者のほうに提供していただきたいと。再度質問させていただきますけど、市長のお考え、変わらないということで認識していいのか、伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから説明してますように、御指摘の件については、非常に重要なことだと私も認識をしております。そういう上で、ぜひ議員も、今、小児の保護者の皆さんにお配りしている厚生労働省の資料をぜひ見ていただきたいと思います。私どもとしては、これだけ詳細、これ以上のものは、ちょっと持ち合わせがないということであります。

あと、この資料を見て、やっぱり迷われるのであれば、ぜひ、かかりつけ医の先生方に御相談していただきたいと、このように思っているところであります。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ぜひ分かりやすいような資料のほう、提供をお願いしたいと思います。

もう一回ちょっと確認させていただきたいんですけど、くどいようですけどですね。子供たちに対する有効性とリスクですね、市長はどのようにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 失礼しました。

先ほどから有効性については、発症や重症化を防ぐという効果が期待されるというお話をさせていただいております。そのほかにも、重症化リスクがある同居家族の感染リスクを減らす、そういうメリットもあるのではないかと思います。それから、さらに、しつこいようですが、特に基礎疾患があるお子さんについては有効だと、このように思っております。

しかし、先ほどからありますように、デメリットとして、いろいろ否定的に捉えている保護者の方がいらっしゃることも十分承知をしているところであります。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 私は、否定的な考え方なのかどうかという判断はできないんですけど、やっぱり情報というのは公平に、行政がよく言われている、公正に出すべきだろうと。ほとんど副反応とかは、厚生労働省にありまして、きちっと説明をされていない。そういった偏った情報になっているんやなかろうかという思いのほうが強い。感じてしまうんですね。できるだけ、うきは市の保護者にあつては、そういったのを公平な観点から、その厚生労働省の資料をもう一度見ていただいて情報発信をしていただければと思います。

先ほど市長のほうが有効性ということで、発症予防、それから、重症化予防ということで、感染予防はないんですかね。そこを伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） いろんな勉強もさせていただいているんですが、やはりどうしても発症、重症化予防ということは出てくるんですが、感染までは、そういう指摘というのは目にすることがないなど。やはり感染まで防げるかというのは、十二分に、やっぱり検証がなされていないのではないかと、このように思っております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 厚生労働省のほうの資料にあつては、ワクチンの基本的な性能として、発症予防・重症化予防が想定される、書かれているのはですね。効くやらという言葉じゃなくて、重症化予防が想定され、（発言する者あり）はい、感染予防の効果は期待するものでないことから、厚生労働省が書かれているんです。そういったところをきちっと、そういったのが、ちっちゃく資料で書かれておるから、そして、幾つもの分科会の結果ということですね。だから、保護者のほうは迷っている。よく分からない。そういったのを見てから判断してくださいというのが、そもそも難しいだろうと私は思っているんですよ。だから、先ほども法律も触れましたけど、きちっと正しい情報を市民に周知する、そういった責務があるということであれば、そういった厚生労働省の資料をきちっと市のほうも捉えて、それを市民に分かりやすく情報発信をせんといかんとやなかろうかと。これは命に関わることだから、しつこく質問をさせてもらっているんですけど、ぜひ、そのところもお酌み取りいただいて、やっていただければと思っております。

市長、何か御意見がありましたら。よろしいですか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 繰り返しの答弁ですが、御指摘の重要性については十二分に認識をしております。全てが新型コロナウイルスの中のこのオミクロン株ですね、オミクロン株に対する効果ははっきりしないために努力義務から外れている。ここに全てがあるのではないかと、このよ

うに思っていますので、そこを十分に承知しながら、ワクチン対策室の相談業務、看護師で当たらせようと思っているんですが、十分対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今から子供たちも接種が始まります。12歳以上は、もう始まっている。そういった中で、うきは市というのは、副反応とかの相談窓口、あるいは、そういった相談件数があるのか、伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

ワクチン接種の上での副反応の相談窓口についての御質問ですが、接種案内等に相談窓口の電話番号を掲載しております。相談に対しても、看護師のほうに対応しているところです。相談もあっております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 相談件数は何件ぐらいあっているかって、具体的にどういった内容なのか、言える範囲で結構でございますので、教えていただければ、お願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） すみません、これまでの副反応の相談のことでございますですね。

すみません、手持ちで資料はございませんけれども、件数はちょっと、すみません、随分あったかと思っております。内容については、一般的な、お知らせしています頭痛とか、そういった副反応と、あと、湿疹ができたりとか、あと、倦怠感が続くだとか、もともとの持病のほうは少し心配だとか、そういったことが主な相談内容となっております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） そちらのほうは今後も調査をさせていただきたいと思いますが、このコロナに関しては、子供が5歳から11歳が始まるということで、私は、慎重にやる——やるというか、接種は対応すべきだろうと。そして、できるだけ市民の方に分かりやすく情報発信は、やっぱりしなければならないと思っておりますので、決してCMとかで挙がっている「思いやりワクチン」接種とか、子供たちに、そういった言葉で片づけられることはないんですよ。



「社会のためにワクチン接種を」、私たちが打つんやったら、それでもいいかもしれませんが、子供たちに対してですよ、決して、そういった理由で「思いやりワクチン」をしましよとかと  
いうような、そういった情報発信をするような社会であってはいけないと思っておりますので、  
対応のほうは十分御検討をされてやっていただきたいと思えます。

それでは、2点目の質問のほうに移らせていただきます。

水質検査等により有毒性が基準値を上回る家庭用井戸水を使用している世帯への対応について  
ということで、これは、前回12月議会の折に上水道関連との質問をさせていただきました。そ  
の折に市長のお答えをうまく理解しておりませんでしたので、再質問をさせていただきたいと思  
います。

12月議会の再質問であるが、市長は答弁で、水質検査で基準値を上回る家庭用井戸水の対応  
は、周辺部も調査し、全体的に考えていくと、対応をですね、そういう御回答だったと思えます。  
この水質検査の異常値というのは、私、議員になってもう4年間分の資料があるんですけど、毎  
年20件近く、基準値を上回る検査結果が出ているんですよ。ということは、もう昔からやら  
れとるということで、そういったところへの対応というのは、今回新たに出たものではないから、  
調査されていたんだろうと思えますから、そういった対応策について伺いたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、水質検査等により有毒性が基準値を上回る家庭用井戸水の使  
用している世帯への対応について御質問をいただきました。

令和2年度の主要施策の実績報告書で報告いたしました家庭用井戸水の水質検査の結果につき  
ましましては、検査総数が234件で、そのうち、一般細菌などで基準を超過したものが11件あり  
ました。不適合の判定が出た御家庭には、検査会社から連絡の上、状況に応じて浄水器の設置な  
どについて助言をしていただいております。また、市に直接御相談をいただく場合もございます  
が、その際は、御自宅を訪問し、一緒に対処法を考えていくというような対応も取らせていただ  
いております。緊急性が高い場合には、市内の設備事業者と連携し、迅速に対応を努めていると  
ころであります。また、併せまして、過去の周辺部の検査データを参照し、地域的な広がりがない  
かなどの状況確認も行っているところでもあります。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 昨年の実績に基づいて状況確認をされているって、その結果はど  
うなのか。飲めない生活水ですかね、井戸水、そういったところはあるのかどうかを。あった場  
合、早急に対応しなければならないと思うんですけど、そういったのはないのか。結果だけしか  
ないんですよ。検査に異常があった、そこをどう対応するかというのが一番重要なところだろう  
と思うんですよ。そこをお伺いしたいと。調査を行って、どうなのか。市長、もう一度答弁をお

願います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁しましたように、まず、検査会社の方も浄水器の設置などについて助言をしますし、私どものほうに直接相談があったときには、一緒に御自宅を訪問して対処方法を考えております。そして、緊急性が高い場合には、市内の設備事業者と連携を図りながら迅速な対応を努めていると、こういうふうに答弁をさせていただいています。御理解をいただきたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） そしたら、緊急性の高いものはなかったと認識してよろしいですかね。緊急性の高いものは対応するということで、対応した結果がないということは、緊急性はなかったと判断していいのか、その結果というかですね。

昨年は11件でございました。2年前は17件、3年前は21件、4年前は13件って、そういった報告をいただいているから——異常値が出たんですよって。だから、その対応は。緊急性がないということであれば、別段、うきは市のほうは、ちゃんと井戸水を使われるって判断していいのか、再度伺いたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 水資源対策室長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 瀧内水資源対策室長。

○水資源対策室長（瀧内 宏治君） 水資源対策室、瀧内でございます。

まず、緊急性が高い場合の対応ということでございます。まずは、一時的には設備業者のほうに御家庭のほうからいろいろ御連絡をしていただくケースがあるんですけども、私たちも一緒になって、どういった対応ができるかということ現場で考えているということの意味合いでございます。

また、先ほどから、過去の検査データの飲用不適のところの御指摘がっております。平成19年度から令和2年度までの検査データをデータベースとして管理をしております。14年間で2,171件の検査が行われております。そのうち、飲用不適が201件ということで、割合としましては9.3%ということで、毎年おおむね10%前後の割合で基準値を上回る検査結果が出ております。その項目としましては、一般細菌や大腸菌とか濁度——濁りというんですけども、そういったものが多い傾向でございます。要因としましては、井戸が浅かったり、設備が老朽化していたりしまして、地表の水がよくろ過されずに、そのまま井戸にしみ込んでいることなど個別の事情によるものが多いと思っております。そういった場合に、先ほど市長が申しあげました浄水器でありましたり、例えば一般細菌などは煮沸などをすることで対応

されているということでございます。

また、先ほどのデータベースで、行政区単位でデータを抽出しながらモニタリングもしておるんですけども、面的に影響が広がっているというような事象は、今のところは確認しておりませんが、引き続き、注視していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） これは、上水道事業に絡んでくるから質問をさせていただきました。市長のほうは、上水道の話をするときに、どうしても水質等に恵まれないところがある、だから必要なですよというような言い方をされますから、そういったところがあるなら、今のうちに対応せんといかんとやないですか。だから、その対応をしているかどうかを確認したところでございます。

そして、今、課長もおっしゃったとおり、浄水器の指導とか、前回、質問させていただいたのは、上水道ができるかできないかは分らんですよ。でも、その間に、水が不適合で飲料水としてできないというところは、うきは市として補助金をつくる制度をつくってもいいのではないですか。今、単発的に対応されているということでしたから、上水、そういった水が不適合のところは指導するだけではなくて、補助金を補助してやる。そして、生活がすぐにできるように、あるいは、井戸を掘り直すのに補助をしてやる。私は、そういったことで対応すれば、本当に上水道が要るのかというのは、また別の論議になると思いますけど、必要があるのかなって。それよりも、今、必要としている人に、そういった手だてをしてやるというのが大事ではなからうかと思ひまして、質問したところでございます。

前回、市長のほうは、そういった場所があったら、広範囲に調査をして、実施、対応をやっていくということございましたけど、単発で大体対応ができていくということであれば、ぜひ、そういった補助制度というかを御検討していただきたいと思いますが、そういった考えはお持ちじゃないか、再度確認をさせていただきたいと思ひます。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） やはり水というのは命に直結する話で、非常に重要な御指摘だと思ひます。

今、我々としても、共同井戸については補助制度を設けさせていただいております。そのことについては、水資源対策室長のほうから答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（瀧内 宏治君） 今、市長が申しあげました補助制度でございますけれども、平地部で10戸以上、山間部では3戸以上の世帯において共同で飲料水を衛生的に確保すること

を目的に実施する場合、事業費の7割、300万円を上限として補助金を支出しております。その制度の内容については、世帯数の部分であるとか、今後、世帯数など減っていくような傾向がある中で、そこは考えていく必要があると思っています。

あと、個別の浄水器の部分については、よその市町村の補助制度を調べてみますと、対象が水道の給水区域を除いた地域で地下水を飲用している世帯に限定されていることが多いようです。うきは市においては、安全・安心な水を将来にわたり確保するために上水道整備の取組を進めておりますが、水道整備のスケジュールなどを踏まえた上で、そのようなことは検討していく必要があるというような認識を持っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 補助制度があるということで、検査不適合のところというのは単発的に対応されておるといってございまして、そういったのにも補助等ができるようなのを御検討していただければと、お願いして、この質問は終わりたいと思います。

最後の質問でございまして。

浸水対策についてということで、1点目が、梅雨期の浸水対策として、農林振興課のほうでしたかね、田んぼの水落としにより対応をしていくということで報告を受けておりました。その実施状況と効果について、まず伺いたいと思います。

それから、2点目が、山曾谷川の河川調査、これ、県のほうで予算取れたという報告で、今年度実施するというごさいましたが、その結果と今後の対応について伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 浸水対策について大きく2点の御質問をいただきました。

まず、梅雨どきと言わせていただきますが、梅雨どきの浸水対策についての御質問であります。うきは市における大雨時の被害として、農業用水路や道路側溝から雨水があふれ、家屋の床下浸水や道路冠水が毎年のように発生している状況がございまして。これらの災害対策として、ハード対策を施すには多大な時間と予算が必要となることから、ソフト対策で対応することも重要であります。そこで、昨年、令和3年4月から、住環境建設課、市民協働推進課、農林振興課の3課で、「うきは市流域治水プロジェクト推進会議」を設置し、3課が連携して取組を行っているところでございまして。具体的には、気象台が発表する大雨の予報に応じて3つのステップを設定し、各ステップごとに取組を行うものでございまして。

ステップ1では、気象台から大雨警報の発令確率が「高い」と発表され、かつ、24時間雨量が200ミリの予報の場合に、防災無線で避難に関する放送を行います。

ステップ2では、気象台から大雨警報の発令確率が「高い」と発表され、かつ、24時間雨量

が250ミリの予報の場合には、防災無線で避難に関する放送を行うとともに、堰の事前倒伏と、ため池の事前放流の協力依頼の放送と、そして個別依頼を行います。

ステップ3では、气象台から大雨警報の発令確率が「高い」と発表され、かつ、24時間雨量が300ミリの予報の場合に、避難と堰の事前倒伏と、ため池の事前放流に加えまして、水田の水の事前放流の協力依頼の放送を行います。

令和3年度の梅雨どきから、この取組を実施いたしました。令和3年8月11日から19日までの妹川観測所で総雨量971ミリの大雨の際には、ステップ2の堰の事前倒伏と、ため池の事前放流を行ったところ、毎年のように道路冠水が発生していた市道吉井・安富線や浮羽究真館高校横の市道岩光・千代久線において道路冠水は発生をしませんでした。令和3年度の梅雨どきにはステップ3の水田の事前放流まで実施してないところではありますが、令和4年度も、引き続き、この取組を推進していきたいと、このように考えているところでございます。

2点目が、山曾谷川の河川調査結果と今後の対応についての御質問でありました。

山曾谷川の河川管理者である福岡県において、令和2年度から今年度にかけて河川調査が行われております。令和2年度には、流域の設定や計画雨量の設定、計画雨量が降ったときの水量の計算、大まかな治水対策等について検討されており、治水対策として、川幅を拡幅する案や、水量を調節する調節池、水路をバイパスする案などが検討されたところであります。今年度は、その治水対策の複数の案をさらに詳細に調査を進め、1つの案に絞る検討が、今、進められていると、このようにお聞きをしております。今後は、1つの案に絞られた後、概略設計に入ると聞いており、福岡県において着実に検討が進められているところであります。

なお、旧浮羽東高校のテニスコート付近は、毎年のように山曾谷川から溢水して浸水被害が発生していますが、少しでも溢水を軽減するために、暫定的に山曾谷川沿いに高さ30センチメートル程度のコンクリート壁を施工し、対策を講じているところでございます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） あと3分しかありませんので。

ということは、1点目でございますけど、田んぼの水落としは、昨年度は実施しなかったということだと理解してよろしいですね、了解しました。そういったことをしよるということであれば、ぜひ、効果というのは確認したかったものでですね。

これは、市民の方も周知されているのかをまず伺いたいと思います。

それから、山曾谷川にありましては、高さ30センチの浸水対策、越水対策をするということでございますので、これにありましても、やっぱり地元のほうの人は周知されていると認識していいのか。あそこ、毎年、大雨のとき、私も見に行くんですけど、1階の建物を高齢者の方が畳を上げよるとですよね。必ず浸水するということやから。そういったのというのも前々からされ

ておったという話を伺いましたから、何とか、やっぱり、ここの山曾谷川の浸水というのはですね。

ただ、ここだけじゃないんですよ。何か所か市内には必ず浸水するところがございます。そういったところも同じような状況じゃなかろうかと思えますから、1つずつにはなると思いますが、対応をしていただきたいと思います。

1点だけ、最初のことだけ、そういった了承しているということで理解してよろしいか、伺いたと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 住環境建設課、村岡です。

御質問をいただきました、まず、取組に対しての周知でございますが、基本的には、堰の事前倒伏、ため池の事前放流に関しましては、管理者の方の御協力が必要ですので、そちらにつきましては周知をしております。また、山曾谷川でのコンクリート壁なんかの暫定的な対策につきましても、地元区長を含め、地元の方と様々協議しながら進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 山曾谷川は了解しましたけど、田んぼの水落としというのは、市民の人は知っているのか、伺いたいと思う。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 現在のところ、周知といたしましては、農業委員会や土地改良区、JA、また、営農の組織、そういったところへの周知をしているところでございます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 分かりました。

できるだけ市民の方も一緒に周知して、みんなで対策を講じていくというのが必要だろうと思えますから、市民への周知も併せたところで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、一般質問は終わらせていただきます。

○議長（中野 義信君） これで、2番、組坂公明議員の質問を終わります。

-----  
○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩といたします。12時30分より再開します。

午前11時18分休憩

---

午後0時30分再開

○議長（中野 義信君） それでは、再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を行います。

次に、5番、岩淵和明議員の発言を許可します。5番、岩淵和明議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 5番、岩淵和明です。議長の許可をいただきまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、今、世界を揺るがせているロシアのウクライナ侵略について、うきは市は、平和都市宣言を宣言している町及び議会としても、この間、核兵器禁止条約締結のための意見書を国に上げたという経過もあります。そういう意味では、満身の怒りを込めて改めて抗議したいというふうに思います。声を上げて非軍事のための支援をしていきたいと、私自身も思っております。

それから、もう一点、うきは市でも1月から増えたコロナ感染、罹患された市民の皆様に対しては、お見舞いを申し上げるとともに、早期の回復をお祈り申し上げたいというふうに思っております。併せて、コロナ感染症に関わる先生方、看護師様、それから、感染リスクの高いところで仕事をされている方々に対して、改めて感謝を申し上げたいというふうに思っております。

さて、質問に移らせていただきます。

先ほど2番議員からも、まん延防止等重点措置の適用が3月6日で終了されるということであり、残念ながら、現状、感染者数は高止まりの状態が続いております。市長は、1月21日に、市民への感染に関する基本的感染対策の要請ということでされてますし、1月26日には、第6波のまん延防止等重点措置が適用されたときにメッセージを出されております。力を合わせて感染の封じ込めを図っていくよう、私からもお願いしますと。基本的な感染対策への協力について改めてお願い申し上げますというようなことで、この間、節あるごとに繰り返し述べられているというのは承知しております。メッセージなので短い文章になるということもあって、十分に伝え切れていない部分も含めてあるかと思えます。

感染防止のために、うきは市感染対策本部が感染対策防止策を具体的に対応されているというふうなことですけれども、1つだけ指摘しておけば、ワクチン接種に係る対応策は示されていますけれども、具体的な感染対策、防止策について十分に示されていないという弱点が若干あるような気がしております。基本的な感染防止対策を市民にお願いする一方で、行政や学校、高齢者施設への感染防止策について、この間、どのように指示されていたのか、改めて質問通告要旨に基づいて、お伺いをしたいと思います。

1点目ですけれども、新型コロナワクチン接種の課題について。予防接種健康被害救済制度に

ついて、市民への広報とホームページなどへの掲載を行い、医師会や医療機関に説明と協力依頼しながら、市民からの相談を受けやすくするなどの対策を求めたいと思います。

2点目が、新型コロナワクチン接種で発生している副反応の情報を、うきは市や全国の状況について適宜開示していく、そういうふうに思いますけれども、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

以上、2点です。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、新型コロナウイルスワクチン接種の課題について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、予防接種健康被害救済制度の市民への周知と相談体制等についての御質問であります。新型コロナウイルスワクチンの接種は、予防接種法の臨時接種として行われているものであり、副反応による健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認めた場合には、予防接種法に基づく医療費や障がい年金等の給付等の救済を受けることができる制度となっております。

救済制度の周知につきましては、対象者宛てに送付する接種案内通知や市のホームページを利用し、市民の皆様への救済制度の周知に努めているところであります。市民の方からの相談につきましても、市のワクチン対策室において、制度の内容や請求に必要な書類等について詳しく説明をさせていただいております。また、浮羽医師会には、市民の方から健康被害の給付請求がなされた場合の予防接種健康被害事故調査委員会の委員として調査・助言をお願いしているところであります。さらに、関係医療機関に対しましては、給付請求に必要な書類の作成について御協力をいただくよう、お願いしているところでございます。

2点目が、ワクチン接種で発生した副反応の適切な情報の開示についての御質問であります。市民の皆様には、これまで、接種を受ける際の判断材料となるよう、新型コロナウイルスワクチンの有効性及び安全性と併せ、接種後注意すべき点や、副反応の内容や、その対応について情報を提供してきたところであります。

ワクチン接種による副反応疑いの公表は、国からの通知であります、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」、この通知におきまして、原則、国が行うものとなっており、厚生労働省が、必要な評価と公表を行っております。地域などが公表されていない状況では、個人の特定は困難であることを前提として、年齢や詳細な経過なども可能な限り公表されております。本市が独自の判断で副反応疑いの情報の開示を行いますと、国の公表する情報と連携することで個人が特定され、機微な個人情報が公になる可能性があるため、市独自の情報開示は行っておりません。



○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） まず、ワクチン接種の課題についてということで、予防接種健康被害の制度ということです。これは、従来からあるワクチン接種もありますけども、今回、今までに経験したことのない接種を行っているわけですね。これだけ多くの市民の方々が、あるいは国民の方々が接種を受けるというのは、異例なことであることだと思います。そういう意味では、コロナが発生したときに、状況が同じとは言いませんけれど、スペイン風邪がはやったときの状況、これも戦争中だったと思いますね。不幸にも、そういった背景も含めて歴史は繰り返されるんだなって、ちょっと、つくづく思うこともありますけれども、そこは置いといて。

10万人当たりのところで、うきは市の今現状が、3月4日までの公表された部分で見ると282人ですね。これは私自身が勝手に計算したものですので、それが正確かどうかというところは分かりませんが、今まで感染者数は、感染者じゃない、第6波で言えば、3月4日時点で672人というふうになっています。そういう意味では、それぞれのこの間のコロナのウイルスの特性があって、それぞれ罹患する状況が違っているということで、私としては、改めて、全体の流れの中じゃなくて、第6波でそれぞれどうだったかということが評価のある意味では基準になったりすることがあるなというふうに思います。

それはそれとしてありますけども、そういう意味で、安心して、市長の施政方針の中にも、見通せない状況の中で、どう対策を打っていくかということ、特に経済対策でも含めてですね、施政方針として、この前、示されておりましたけれども。要は、市民生活との関係で言うと、安全で安心できる社会の環境をどう維持するのかということだろうと思うんですね。普通に暮らせる、いわゆるコロナウイルスで、そういったウイルス感染で撲滅できたのは天然痘だけなんですね。これは前も言いましたけども、そういう意味で、スペイン風邪、いわゆるインフルエンザと言われている部分も現段階では起きている。ただ、残念ながらコロナウイルスというのは、御承知のように、どんどん変異する、進化する、そういう生き物であるということだと思います。だから、我々は苦慮しているということだろうと思う。

そこは、ちょっと戻りまして、感染対策本部の動きが、先ほども言いました、見えないという話をさせていただきましたけども、具体的に市長としてメッセージを出されていますけども、感染対策本部が具体的な検討をされた内容を市民たちに協力を要請するということになると思うんですけど、そこは、なぜ公表されていないのか。例えば福岡県だったら、福岡県の感染対策本部の会議の中身の資料が公表されます。うきは市では示されていない。その辺のところをちょっとお尋ねしたいと。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきは市の対策本部、適宜開催をして対応させていただいておりますが、

そこで出た結論等については、ホームページ等で公表をさせていただいているところであります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） えっ、うきは市の対策本部の検討内容がホームページで掲載されていたっけ、ですかね。ちょっと承知してない。ということは、そこは、この間、どういうふうなことで。例えば第6波のところと言えば、具体的に、ちょっと二、三、挙げてもらえたら。ちょっと教えていただきたい。最近のやつで結構です。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 総務課長より答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。

基本的に、例えば、まん延防止等の重点措置が設定される、もしくは解除されるタイミング、それから延期されるタイミング等で、こういう対策本部会議は、うきは市の分については開いております。

どういった議題になるかといいますと、やはり基本的には、国の基本的対処方針、それから県の要請内容を検討いたしまして、うきは市としては、それに対処するかどうかということを協議するわけですが、結果的には、やはり県の方針に準ずるものがほとんどでございます。それ以外の部分については、例えば公共施設を新規の予約受け付けを一時中止するとか、そういったことを直近ではやっておりました。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 分かりました。改めて、そこは確認したいと思います。

それから、予防接種に関する相談窓口ということで、ワクチン接種対策室ということですが、様々な症状への相談については、これはどこになってますか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

ワクチンの接種後の様々な相談については、ワクチン対策室の相談の電話番号のところで受けております。または、県の薬剤師会のほうのダイヤルで相談を、市民の方からの相談は対応することとしております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 先ほど午前中に、ワクチン接種に係る相談について2番議員がちょっと説明されたと思いますが、ワクチン接種につないでいくと、県のホームページがあって、そして、最終的には厚生労働省のところまで行くという話なんですけれど、そのところでワクチン接種に係る副反応に関する相談ということで言うと、各市町村の電話番号が、実を言うと、県のホームページに載っているんですけど、そこは保健課の電話番号になっているんですよ。ワクチン対策室じゃなかったと思うんですね。それで、しかも、県のホームページは、相談があったら薬剤師会のダイヤルに案内ということで、専用ダイヤルは薬剤師会が対応するとされております。それで十分なのかどうかということですけども、うきは市で、そのことを開設することは、先ほどの答弁では、ないということをおっしゃってましたですね。

ただ、健康被害救済制度のところを開けると、実は、ここは、県内自治体の窓口、保健課の番号がそこに出てくるわけですけども、実際は、そこが担うということになるんですね。ということなので、予防接種に係って起きる副反応についての窓口について、ちゃんと設定したほうがいいんじゃないですかというのが私の——先ほど2番議員も同じようなことを言っていると思いますけど、どうですか。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど保健課長のほうから答弁もありましたように、ワクチン対策室のほうで、しっかり相談を受けさせていただいているところであります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） ということは、健康被害救済制度についての説明はどこでされる。うきは市のホームページで、健康被害救済制度について載っていますかね。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 最初の私の答弁の中でも、しっかりお話をさせていただいたところなんですけど、市民の皆さんからの相談につきましても、市のワクチン対策室において、制度の内容や請求に必要な書類等について詳しく説明をさせていただいているところであります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 口頭で説明するということですか、それとも、こういう制度がありますよということについて説明しているのか、どちらですか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） まず、基本的に、こういう制度があるということは、もう議員も見られたと思うんですが、「広報うきは」に折り込みの3回目の接種の呼びかけのときに、この制度の話もさせていただいておりますし、今回、5歳から11歳の接種券配布時におきましても厚生労働省の説明資料を添付させていただいておりますが、その中でも、この制度については、しっか

り説明をさせていただいているところであります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） この救済制度そのものというのは、非常に大変なのは分かりますよね。相談すること自体も含めて、あるいは、それに関わる書類を作るのも非常に大変。これは申告制ですよね、申請ですから。自ら申請して、副反応とか何か心配事があって病院に行きました。病院に行って、いろいろ相談して、すると。でも、それで治療費、自分で、それなりの費用を負担して、それが返ってくるかどうかは分からないということですよ。実際に申請して、つながった事例って、今回のコロナワクチンでは、ほんの一部、多分、だろうと。基本的には、分析データ不足で保留中というのがほとんどですよ。というのが、この間、厚生労働省が審議会等で公表している中身だろうと思うんですね。

実は、さっき言ったように、5歳以上の方々への接種がこれから始まるということも含めてですけれども、市民の理解を得るためには、制度としてこういうふうなのがありますよ。さっき、市長の答弁の中で、ワクチン接種案内の中に説明を入れているのかな。説明を入れているだけですね。それを促進する意味でも、実を言うと、大事なことではないかな。

実は、12歳以上のところの接種率が非常にまだ低いですよ、現実にはですね。それはそれとして、それぞれ、任意接種ですので、十分でないところもあるかもしれませんが、ただ、副反応に関する情報を——じゃない、副反応というか、予防接種情報のところについて、きちんと、こういう制度がありますよということをもう少し丁寧に、私は、説明した——相談を受ける機関も含めてですね、常設する。今回、さっき言ったように、今まで経験したことのない接種をずっとしているわけですよ。だから、接種を心配される方がたくさんいるわけじゃないですか。そこをやっぱり。

ワクチン接種対策室、これ、ワクチンを接種する対策室ですけど、そこと、健康被害、通常、予防接種健康被害救済制度の受付窓口って、保健課ですよ。通常はですね。窓口は保健課になる。そこをきちんと分けて、接種と補償というか、相談窓口というのは分けたほうがいいんじゃないかなという気はするんですけど。どうですか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから再三説明をさせていただいていますように、ワクチン対策室において一元的に相談等をお受けさせていただいているところがあります。やはりどうしても救済制度と確かに制度上は違うものかもしれませんが、一連の流れからしますと、やっぱり一体でありますので、そのところは、しっかり分かる組織で対応するのがベストだと、このように考えているところであります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） ワクチン対策室の電話番号は、ワクチン接種を予約する受付とは、番号とは違ってますか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） ワクチン対策室の電話番号で、予約専用のコールセンターと相談専用の電話番号は別の回線となっております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 毎年、予算の中でも出てくると思うんですけど、この間、ワクチンの接種で健康被害にかかった方、うきは市でもいらっしゃるわけですよね。それに対する予算措置が、この間ずっとされてきていると思います。そういう意味で、残念ながら、そういったところで障がいを受けた方、非常に大変だというふうに思います。ただ、ここは、ワクチン、さっきも言いましたけど、ワクチン接種と補償制度というのは違うし、その手続方法も違うということも含めて、改めて、もう一回考え直していただきたいなど。きちんとしてほしいというのは。

実は、アナフィラキシーは、副反応の報告期限と併せてですけど、アナフィラキシーは4日間以内に起こるリスクが高いと言われてて、病院からの報告義務は4日以内というようになっていますし、それ以外は、特に最近起きている事例として出されているのが、心筋炎や心膜炎ということが言われています。これは、10代と20代に非常に多いというようになってまして、新型コロナウイルスワクチン接種で起こる報告事項の中に、そこが入っています。そういう意味で、そこは28日、ほぼ一月の範囲内で報告されなければならないという1つの基準が、実を言うと、示されていますね。そういう意味で、ワクチン対策室そのものは、極めて、ワクチン接種がどこまで続くかは分かりませんが、対策室ですので、ずっと、組織的にずっと続くわけではないというふうに思うんですね。先ほど言いましたように、一方では、救済制度に係って予算措置をされているのが、通常、保健課なわけですね。ここはやっぱり、きちんと組織でも整理する必要があるというふうに思いますので、考えていただきたいというふうに思っています。

そういうふうに私は思ってますけれど、お答えありますか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） この救済制度は、もう議員御承知のとおり、新型コロナウイルスワクチン接種後、副反応との関連性が疑われる健康被害が発生した場合の対応でありますので、やっぱりワクチン接種と、この救済制度というのは大きなつながりがありますので、やっぱり一体的に一元的に対応するのがベストだと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） そうしますと、改めてそこは見直さないということですね。

それから、じゃあ、副反応について、先ほど御答弁の中では、国の公表があるので、独自にしたら、いろんな個人情報も含めて危惧があるので発表しない、公表しないというふうなことですけれども、そこは、ワクチン接種に対するリスクがあるという話を市長もおっしゃっていると思うんですね。その具体的なリスクについて、どういうリスクがあるのか——一般論じゃなくて、うきは市内で、どういったリスクがあるのかということきちんと公表する義務が私はあると思っています。

実は、1回目、2回目が終わったときに、全員協議会に出された資料の中には、ワクチン接種会場での副反応の事例として2回ほど公表されました。でも、その後はありません。これは、終わった理由は何ですか。2回しかしなかった理由。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 2回ほど報告をさせていただきました。その後、報告すべきだったかと思います。その点は申し訳なかったかと思います。ただ、その後の緊急対応等を、体調不良者の集計は、引き続き、把握しているところです。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） それから、先ほどちょっと市長の答弁の中で、事故調査委員とか、あるいは、そういったのも含めて、これは予防接種被害救済制度との関係だろうと思うんですけど、今まで、この辺の副反応のことについて、集団接種、それから個別接種があるわけですけども、その報告というのは、うきは市で把握できるような流れになっているのかどうか、ちょっと確認です。（発言する者あり）報告です。集団接種、個別接種それぞれあると思いますけど、それ全体として、うきは市に何らかの報告が上がってくるという流れにはなっているのか、なっていないのかをちょっと確認したい。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほど、全員協議会で接種後の体調不良者の報告を2回ほどしたことがあるというふうに申し上げました。私どもができるのは、接種直後の状況であります。

副反応というのは、厚生労働省の報告にあるように、接種後、二、三日続く接種部の痛みとか発熱とか頭痛とか倦怠感などが含まれるために、そういう、この二、三日後も含めた全体数を把握することは、私どもにとってはちょっと困難だと、このように承知をしております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 自分たちとしては、把握するのが困難だとおっしゃいました。私が質問したのは、それが上がってくるかどうかということについて、そういう流れになっていないということですね、分かりました。そういうことですね。

ということは、この間、うきは市で予防接種に係る副反応の報告書とかというのは、うきは市には一切上がってこない。直接、どういう流れはちょっと分からないけど、厚生労働省のほうに医師から報告書が上がる。あるいは、その事例が薬剤開発会社からも同時に上がると、こういう流れで理解すればよろしいんですか。それでいいんですか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 副反応の報告につきましては、今、岩淵議員がおっしゃったとおりの流れとなります。

以上です。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） これ、なぜ、こういった質問をするのかというのは先ほども申し上げましたけども、かつてない接種規模でやっているということです。

先ほど、市の対策本部そのものについては、感染防止策としての協議はされているということですけど、ワクチンの接種についてもおっしゃって、協議されていると思うんですけど、ただ、この辺のスキーム、要するに、全体に、従来、かつてない状況で接種しているし、そして、それに付随して、リスクは全て、言葉は悪いけども、接種する側に任されている。任意、そういう、最終的には5歳以上の方も努力義務ではないというのも言いながら、実際にはワクチン接種の案内をするわけではないですか。それは行政がするわけじゃないですか。接種を受ける、そういった推奨しておきながら、実際に、それに対するリスクマネジメントというかな、そういったところの観点が、ちょっと弱いような気がしております。そういう意味では、副反応も含めてですけど、今、保健課の課長は、データとして、引き続き集積しているということですので、ぜひ、その辺のところは対策本部でも、具体的な症例も含めて、これから子供たちへ接種を進めていく上でも検討をする必要があるというふうに私は思いますので、ぜひ、今からで結構ですので、その辺の協議をしていただきたい、で、議会に報告していただきたいというふうに思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員も承知のように、よく議論されるのが、ワクチンの強制接種が可能かというような議論がよくあります。これは、アメリカと日本は全然違って、アメリカは強制

が可能なんです、我が国は、予防接種法上、国民は接種を受けるよう努めなければならないという努力義務規定であります。これは、ワクチン接種やPCR検査を受けるかどうかというのは、憲法が保障する本人の自己決定権に基づくものであって、大きなプライバシーの問題でありますので、そういう法がなされたらと、こういうふうに承知してます。

そういうことを前提に、今、議員が御指摘されるように、じゃあ、市民の皆さんが、どのように適切に判断できるかというのは、最大限、我々は考えていかなくては行けないと、このように承知をしております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 今回のワクチン接種、改めて、積極接種を呼びかけて推奨を行っているのは国です。その国に責任は基本はあるというふうに思います。だから、そこが集約する場所である。ただ、実際には、その作業をさせられるというか、しているのは、うきは市であります。しかも、うきは市の市民が受けているわけです。その判断を自己判断のみに帰結するというのは、非常に無責任だというように私は思ってます。そういう意味では、積極的にワクチンに関する情報というのは、最初、ワクチン接種を始めるときに、情報を公開しますという話も含めて、してきた関係だと思えます。ただ、その間、言えるのは、罹患する方が非常に多くなって、積極的疫学調査も放棄しました。ましてや、これから議論する無症状患者に対する療養についても、自宅療養という名の下で放棄しました。そういう意味も含めて、最終的には自分自身で責任を取らないといけない。ましてや、さっき言いましたように、救済制度というのはあるんですけど、非常に難しいということも分かっています。なので、少なくとも判断材料は積極的に開示していく。どの程度かというのはあると思いますけど、そこは、ぜひ考えていただきたいというふうに思って、次の質問に移ります。

感染防止策です。そういう意味では、日常生活をどうやって取り戻すか。市長がよく言う新しい生活。このコロナ感染の中で、どういう生活の在り方があるかということが非常に大事だというふうに思う。

それで、1点目、感染拡大が広がる中で、市内の自宅療養者の把握と、孤立化を防ぐ施策及び県が実施する健康観察、宿泊療養との連携として具体策を検討するべきと考えるが、所見を伺います。

2点目、学童保育所及び保育園が休所・休園になった場合、臨時の施設としての旧施設や公民館、コミュニティまたは公共施設等で預かる「代替保育」ができるよう整備を求めるが、所見をお尋ねします。

3点目、高齢者施設や障がい者施設で施設内感染対策の強化をさらに図り、検査実施の頻度を増やすための助成を求めますが、所見を伺います。



4点目、介護事業継続のために、介護に従事する方の事業所横断的な連携が必要と思います。事業者間を越えた相互人的支援の体制を確立すべきと思うが、所見をお尋ねします。

以上です。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、感染防止施策について大きく4点の御質問をいただきました。

1点目が、自宅療養者の把握、孤立化を防ぐ施策、県と連携しての健康観察などを検討すべきではないかという御質問であります。本市は、令和3年8月、自宅療養者が急増した際に、いち早く、「買い物支援事業」や「パルスオキシメーターの貸出し事業」といった独自支援を実施し、自宅療養者や濃厚接触者に対する生活支援サービスを行っております。その後、11月1日に福岡県と、「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書」を締結いたしました。締結後は、本市への情報提供に同意があった自宅療養者については、北筑後保健福祉環境事務所からの情報提供があるため、把握ができております。しかし、同意がなかった方の把握はできておりません。孤立防止策としては、県からの情報提供を基に迅速な生活支援サービスを行っているところであります。

自宅療養者に対する健康観察や宿泊療養につきましては、県や保健所設置市が、県医師会及び県薬剤師会と協議を行い、体制の整備を行っております。本市の自宅療養者につきましては、北筑後保健福祉環境事務所が発症から5日目まで毎日健康観察を行い、中等症や持病がある方は、解除日まで毎日健康観察を行っている状況となっております。

感染拡大に伴う保健所業務の逼迫で、北筑後保健福祉環境事務所から、これまで数回にわたって自宅療養者の健康観察や宿泊療養を行う保健師派遣の要望があり、うきは市としても職員を派遣してまいりました。今後も、北筑後保健福祉環境事務所の要望に応え、県と連携して市民の安全・安心を守ってまいりたいと、このように考えております。

2点目が、学童保育及び保育所等で休所・休園になった場合の代替保育についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大により、全国的に保育所等においても児童や職員の感染者数が増加をしており、それに伴い、臨時休園する保育所等の数も増加をしている中で、保育所等の果たす社会的機能の維持を図ることが重要となってきております。このため、国は、保育所等が休園となった場合の代替保育の受け皿確保のために、在籍園児が他の保育所等で代替保育を利用する際に財政支援の拡充を講じることとしております。内容としましては、一時預かり事業について、居宅訪問型や地域子育て拠点や公民館、児童館等で事業を行うことができるというものであります。

うきは市においては、臨時休園により、その保育所を利用する園児を預かることができなくなった場合の代替保育の整備について検討をしていますが、保育士の確保の点から困難だと言わざ

るを得ない状況にあります。このため、現状では、久留米広域連携中枢都市圏事業の「ファミリーサポートセンター事業」のその利用を案内することなどについて検討をしているところであります。

新型コロナウイルス感染症の第6波は峠を越えつつありますが、今後の感染再拡大に備え、代替保育は必要であると認識をしております。今後も、保育士の確保を念頭に、代替保育を実施できるかどうか検討してまいりたいと考えております。

3点目が、高齢者施設や障がい者施設での検査実施のための助成についての御質問であります。高齢者施設や障がい者施設の入所者は、新型コロナウイルスに感染した場合、特に重症化リスクが高く、施設内感染対策の強化が重要となります。このため、福岡県が高齢者施設等の職員を対象として定期的にPCR検査を実施しております。この検査事業は、感染症の拡大状況に応じて実施されており、昨年の11月から12月の期間は1施設2回が上限だったものが、オミクロン株の感染急拡大に伴い、令和4年1月から3月までの期間は、職員1人当たり10回を上限に無料の検査を受けることができるよう助成が拡大されております。

また、ブレークスルー感染を防ぐため、本市の新型コロナウイルスワクチン追加接種につきましては、高齢者施設及び障がい者施設の入所者と従業者については、先行して1月から追加接種を開始し、2月にはおおむね完了している状況でございます。このため、現在、市が独自に検査実施の頻度を増やすための助成は考えておりません。

4点目が、介護事業所における相互人的支援の体制についての御質問であります。高齢者福祉施設等は、利用者の方々や、その家族の生活を継続していく上で欠かせないものであり、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要であります。特に、クラスターや感染者が多発している現状において、人材の確保は大きな課題であります。

介護に従事される方の事業所横断的な連携につきましては、法人間の連携や都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な整備が行われているところであります。具体的には、福岡県が、福岡県老人福祉施設協議会、福岡県介護老人保健施設協会、北九州高齢者福祉事業協会の3団体と、応援職員の派遣など会員間の相互支援の枠組みや手続について基本的な協定を締結しております。協定の締結を行った施設において、感染者が多数発生し、職員の不足が生じた場合に、当該施設からの要請に基づき、県が締結団体に支援調整を行い、事業所間を超えた相互人的支援を行うものでございます。市内の介護事業所のうち、県が協定を締結している福岡県老人福祉施設協議会や福岡県介護老人保健施設協会に加盟している高齢者福祉施設等については、体制の確立がなされているところであります。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） まず、感染対策ですけれども、3月に入って、さっき言いましたように、高値安定——高いところで安定しているということになりますけども、3月というのは行事が多いということもあります。それから、いろんな市民の中での会合等が増える機会でもあります。そういう意味で、改めてリバウンドが心配される場所だろうと思います。

そこで、1つ、同僚議員からちょっと質問してくれと言われていたので質問しますけれど、年度末に向けた、地域ごとの寄り合い等が多数発生します。そういう意味では、感染防止対策について、あるいは支援策に対する詳細なことが、いろいろ注意点があるだろうと思います。そういう意味で、それぞれの158行政区宛てでも結構ですので、注意喚起を促すような内容の回覧文書、回覧文書というか、今、この時期、これから、いろいろ予定がもう既に入っているだろうと思いますので、早急な区長文書等を作って回覧するなど徹底した対策を行ってほしいという要請が、実を言うと、あるんですね。そのことについて、少しお考えをお尋ねと。いわゆる市民への周知という意味で、特に今回、1回外れた、まん延防止等重点措置は外れたので、そのたがをどう締めるかということだろうと思うんですけど、市長の御意見があれば。御回答。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 市民の皆様への周知については、これまでも防災無線とか広報うきは等、あるいはホームページ等を通じてやってまいりました。今回、まん延防止等重点措置は解除されましたが、1か月、再拡大防止の対策期間というのが、今月、今日から4月の7日まで1か月間、設けられますので、本日、防災無線、ちょっと私のほうからも呼びかけをさせていただきたいと、このように思っております。

これまでも市民お一人お一人にマスクの着用、マスクの着用に当たっても、非常に性能の高い、この不織布のマスクを推奨するという形で、議会のほうにも予算を認めていただいて、そういう普及を図るべく対応もさせていただいております、このマスクの着用、さらには、3密を避ける、感染対策を施す、そういうことをしっかり徹底して行っていただくように今後も努めてまいりたいと、このように思っているところであります。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 改めて、今、同僚議員がおっしゃっているのは、いわゆる防災無線とかホームページ上だとか、そういうことじゃなくて、今この時点で、措置が終わったよ。で、特別期間ってちょっとよく分からない。正直言って、何か、4人以上は会食しないとか飲酒は禁止だとかで、いろいろ含めてあるんですけど、そういったところをきちんと分かるように文書で回覧してほしいということの要請が来てます。その辺のところは少し、きちんとメッセージで伝えられたらそれはそれでいいんですけど、聞いてない人がいるんですね。なので、ちゃんと

158行政区に回覧で行けるように早急に図ってほしいというふうなことです。要するに、今までも感染拡大、今、さっき言いました、10万人当たり282人って言いましたけど、1月から2月、3月4日までですよ、この二月で672人感染しているんですよ。市民当たりで計算していったら、結構高いですよ。そういうところをやっぱり、もう一回認識を改めてもらいたいというふうに思っています。

自分の質問にちょっと替わりますけど、自宅療養についてですけども、さっき、答弁の中では、改めて、情報提供がされているということですね。もちろん同意書の得られない方は除いているかもしれないけど、基本的には、うきは市にも自宅療養者の情報が提供されているということを確認したいと思います。その上で、どういうふうな、我々に、例えば県のホームページ上では、きちんと重症者何人、入院者何人とかって書いてあるわけですけど、そのぐらいの情報提供は可能なんですか。確認。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健所からの自宅療養者の情報につきましてですが、同意が得られた方のみの情報提供になります。情報提供の個人情報につきましては、自宅療養者の氏名、住所、連絡先、療養期間の情報提供があることとなっております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 私が聞いたのは、県のホームページで書かれているのと同じ情報提供ができますかって聞いたんです。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 失礼しました。

県のホームページ上で出ている重症者とか、そういった分類の情報提供はございません。先ほど申しました内容については、情報提供としてあります。

以上です。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） ということは、うきは市で、自宅療養者、同意された方の中で、その方の看護が見られると、把握できると、こういう情報の内容だということですね。だから、逆に言うと、そこは自分で加工して出すかどうかは別としても、市民あるいは議会に対して、そ

ういった報告はできないということですか。そこを確認です。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、昨日まで累計で、うきは市で846名の方が陽性確認されているところであります。

自宅療養の情報把握なんですけども、先ほど答弁させていただいたように、本人の同意なしにはやれないということで、福岡県とも覚書を協定して、できるだけ情報をいただいて、市民サービス、生活サービスを行いたいという気持ちなんですけど、非常に同意者が少ないという現実があります。これまで保健所からの覚書締結後に同意を寄せられたのが6件ということでありま。結局、こここのところをやっぱり増やさない限り、生活支援ができないという、今、ジレンマにあるということをお理解いただければと思います。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） ということは、感染を知られたくないと、こういったことも背景にやっぱりあるのかな。

コロナの感染が始まった頃からある自己責任と。ここが実は、感染にしてもワクチン接種にしても、一貫した、ずっと流れなんです。ましてや、さっき言いましたように、療養が、軽いからとして入院させない、そういう措置、また、拡大したときには看護もできない。自宅で亡くなる方、第5波のときにありましたけども、今回は、第6波は、軽傷者が多いけれども亡くなる方はいるんですね。そういう意味では、改めて、市民生活の中で市民の方がどういったことを要望するかと考えたときに、最初に市長は、たしか、宿泊療養施設を借り上げることも念頭に置いた時期がありました。私は伺っています。だから、何らか、実は国の施策としても補助制度を、実を言うと、この間、打ってきてはいるんですね。全部ではありませんけど。そういう意味では、感染のリスクを低下させるための措置を個人任せではなくて、やっぱり接種も、罹患したときの対応も含めて、市、行政が関わることを理解いただきながら、対策本部で、ここはちょっと集団的な検討が必要だというふうに思いますので、そういったことが大きな課題ではないかということをお思います。

いずれにしても、日常が、通常のところに戻ってくるかどうか、まだ見通しがいい中ですが、それを示していくのが行政の役割だというふうにつくづく思いますので、組織的に対処していただければありがたいと思いますので、御検討のほどをよろしくお願ひし、私の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） これで、5番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩といたします。1時45分より再開します。

午後 1 時31分休憩

午後 1 時45分再開

○議長（中野 義信君） それでは、再開をいたします。

3 番、野鶴修議員の発言を許可します。3 番、野鶴修議員。

○議員（3 番 野鶴 修君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書ののっとり質問したいと思います。

質問を始めます前に、新型コロナウイルス感染症におかれましては、うきは市も第6波の感染拡大ということで、かつてない大きな影響を受けたことかと思えますけれど、市長をはじめいたします執行部の皆さん及び医療従事者関係者の皆さんの並々な御努力を賜り、3 回目のワクチン接種も今のところ順調に進められていることに関し、心より感謝申し上げたいと思います。

ワクチン接種に関しましては、私自身、2 月 1 6 日に3 回目のワクチン接種を受けさせていただきましたけれど、会場における雰囲気といたしまして、親切丁寧な対応をしていただき、安心してワクチン接種を終えることができました。この場を借りて、お礼申し上げたいと思います。

それでは、一般質問のほうに入らせていただきます。

今回、私自身、4 年間の議員活動の区切りとなる最後の議会でもあります。当初より自分自身の中で、うきは市の課題としてきた内容、くどういようですけど、今回また改めて質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その1 つが、農業生産組織の確立についてであります。昨年の9 月議会でも同じことを質問させていただきました。その後、うきは市として何か検討をしてきたのか、今回、私が一番お尋ねしたいのは、ここの部分であります。確かに現状の市政といたしましては、新型コロナウイルス感染症に追われ、通常的な業務にも大きな支障——業務に影響があっていることと思えますけれど、しかしながら、そんなコロナ禍におかれましても、農業を担う後継者は年々減少しておりますし、耕作放棄地は増え、生産基盤というのは、ますます危機的状況になっているというふうに思っております。

私が議員になった最初の9 月議会の中でも、第1 回目の一般質問の中で、農業の担い手が減少する中で、特に中山間における高齢化が進む中で、今後5 年、1 0 年後の農業を守るために何か手を打つ必要があるのではないかとということを質問させていただきました。この4 年前のこのときの回答として、早急に解消できるものではないけど、新規就農者の育成、確保、さらには、企業による農業への参入、営農組織の法人化を推進していくという、市長の回答でありました。そして、昨年の9 月の回答といたしましては、農業従事者が減少していく中、農地の集積・集約化の推進、集落営農の組織強化、法人化の促進等が大きな課題であるというふうに回答をいただい

ております。なるほど私もそのことには賛成ですし、大いに進めていってもらいたいというふう  
に思っております。

しかしながら、4年前いただいた回答と昨年9月の回答、これを比べてみましても、実態とし  
ては何ら進展していないと。大きな差はないというふう感じておるわけでありませう。つまりは、  
この4年間、農業生産の組織化、これについては全く進んでいないと、そういった気がしている  
わけでありませう。

そこで、質問であります。市としては、5年、10年後のうきは市の農業を守るため、どのよ  
うな施策を検討しているのか。中でも高齢化が進む中山間地域の農業の生産基盤を守るための具  
体的な施策は考えているのか。一般的な回答は要りませぬので、本気で何とかしないと、この農  
業の生産基盤は立ち行かなくなってしまうと思っております。市長の思う施策をぜひお聞かせ願  
えたらと思っております。

続きまして、前回の9月の一般質問の中で私は自分の考えを市長に提案させていただきました。  
各中山間地域においては集落ごとに営農組織をつくったらどうかということ、さらには、その営  
農組織を支援していく組織として特定地域づくり事業協同組合を設立したらどうかということ  
を提案させていただきました。それで、その後、この特定地域づくり事業協同組合に関し、市長と  
して何か検討したのか。特定地域づくり事業協同組合制度を活用しての農業生産基盤の設立と運  
営について、市単独とは言いません、当然、農政に関してはJAにじと協働して取り組む必要が  
あるかと思っておりますので、この特定地域づくり事業協同組合制度、これはJAにじと協働して実施  
できないものか。

この点、2点について、市長の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、農業生産基盤組織の確立について大きく2点の御質問をいた  
だきました。

まず1点目が、今後のうきは市の農業を守るための施策、中でも中山間地域の生産基盤を守る  
ための施策に関して御質問をいただいたところであります。

農業を取り巻く環境は、議員も御指摘のとおり、高齢化に伴う農業従事者の減少、担い手不足、  
農産物価格の低迷など、大変厳しい状況にあります。特に中山間地域では、野生鳥獣や異常気象  
等による農作物被害などもあり、課題が深刻化していることは、これまでもお話をしてきたと  
おり、十分認識をしているところでございます。

うきは市の農業全体の施策といたしましては、昨年9月の一般質問等でも答弁させていただきました  
ように、農業従事者が減少していく中で、農地の集積・集約化の推進や、集落営農組織強  
化、法人化の促進等が大きな課題となっております。既存の法人組織等とも協議をしながら、農

地の集約化、大規模機械の導入や農地等の整備、担い手の確保など、課題解決に向け、国・県の補助事業等も活用しながら今後も取り組んでいきたいと考えております。

一方で、中山間地域の農地については、これまでの整備状況なども異なり、その状況に応じた今後の振興策を地域とともに検討する必要があります。中山間地域の棚田保全について、以前もお話ししたとおり、棚田は作物を栽培する農地的な機能だけではなく、景観や水源涵養的機能に加え、大雨時の治水的な機能等も果たしており、まさに守るべき農地だと考えております。そのため、中山間地域の農地に対しては、進入路や畦畔等の小規模な整備事業や、山村地域振興補助金、中山間地域等直接支払交付金等の支援を行っております。また、小塩の真美野地区では、企業参入、ニューガイアの実績等を参考に企業誘致等も推進しているところであります。その他の事業として、農業収入のほかに兼業収入を加えて生計を立てる、移住者による半農半Xの取組についても、中山間地域の農地を活用できるよう進めているところであります。

2点目が、「特定地域づくり事業協同組合制度」等活用しての農業生産基盤組織の設立と運営についての御質問であります。現在、中山間地域においては、個人の農家による管理に加え、営農組織や棚田を守る会、棚田オーナー等により守られております。

議員御指摘の「特定地域づくり事業協同組合」につきましては、農業以外の業種も含め、多種事業の組合せによって人材を雇用し、各種事業の労働力を補う仕組みと理解をしております。年間を通じて労働機会を確保しなければ組合を維持できず、このような仕組みを構築することは、現時点では厳しいと考えております。

市としては、現組織の強化及び組織のない地域に新しい営農組織の立上げ等を支援し、農地を守っていく管理体制の整備等を推進していく必要があると考えております。担い手や後継者不足で厳しいことは承知しておりますが、継続的な運営を行うためにも、まずは地域が中心となる営農組織の立上げが重要であると考えており、これを推進してまいりたいと考えています。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） ただいま、市長の回答をいただきました。私も、これから先については原稿を全く用意しておりません。資料を基に市長と本音で議論したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今、市長の回答の中にありました。やっぱり私も市長と同じ考えで、特に中山間地の考え方でありますけど、そこに住まわれている地元の方を中心とした営農の営農組織化、これはもう、大きい小さいは別にしても、非常に重要なことではないかなというふうに思っております。今回の、まだ予算特別委員会のほうはあっておりませんが、令和4年度予算の中にも、そういった営農組織化に対する補助金、こういったものが新たにできたというふうに話として聞いております。これは非常にいいことだなと思っておるわけです。



しかしながら、私が一番思うのは、そういったところに対する補助金、補助制度、これは非常に大事なことですけど、そのもう一つ前の段階、やっぱりそういった営農組合を組織化するためには、きちんとした指導なり、そういった指導者が必要かなというふうに思うわけです。やっぱりそういったことを推進していく人材、これが、市とJAが中心となって、進めていくべきではないかなというふうに考えるわけです。今の農林振興課の体制を見ても、もう今の農政の仕事、手いっぱい、やっぱりそこに十分に携われる人間がいないと。本気で市長が、もう何とかしなければならぬというふうに思うなら、そこに1人でも、そういった営農組織づくりを専門とするような人材を置いてでも、まずは、このことを進めてもらいたいと。そして、その中で組織化できたところには、今言ったように、助成制度、支援をやっていってもらいたいと。だから、まず、その組織化をさせていく、それを推進していくことが、根本にあるのではないかなというふうに思います。

今、話の中でありました棚田の問題につきましても、実は2月の6日、私、去年の4月ぶりぐらいに、つづら棚田のほうに行きました。そのときは、おひなさまの看板立てに行っただけですけど、30年ぐらい前に私が初めて、つづら棚田に行って、彼岸花巡りとか、いろんなことを手がけたときには、まだ、つづら地区には、9軒の民家というか、地元の方が住んでおりましたけど、この前、行ったときはもう、1人も住んでないような、そういった状況にもなっております。

そんなふうに、今、中山間地においては、農地と一緒にもう農村そのものが、どんどんどんどん減って行って、もう維持できない。そんな中で営農組織をつくってくださいよと言っても、それこそまた、それも難しいと。非常に、そのくらいせっぱ詰まった状況に来ている、これが現状ではないかなというふうに思っております。

だから、一応、今回の質問の中で、5年後、10年後と言いましたけど、地元の人と話すと、「もう10年はもたんばい」と。「正直、5年、あと5年は、どげんかしても」とかいうふうな話なんですよ。もう、そのくらいせっぱ詰まっておる。そのことをまず市長に認識をしてもらいたいというふうに思っております。

やっぱり人の住んでいない、つづら棚田にしても、先ほど言いましたように、ただ農地としての役目だけではなくて、いろんな役割を果たしております。うきはにとっては、その中でも最も観光資源という大きな1つの役割も担っているかと思えます。しかしながら、そこに人が住んでいないというのは、本当に非常に寂しい限りでありますし、やっぱり人が住んでいない空気感といえますか、そういったものは何となく今後寂れていくような、そんな感じがして、何とかしなければならぬというふうに思いました。

そのとき、坂本さんとも一緒に会ったんですけど、話す中で、やっぱりもうそこ、実際、私たちが行ったところでも、イノシシの被害で田んぼも結構荒らされておりました。そういった有害

鳥獣の被害もある、その中で、もう作らんでいいなら、もう作りたくない、これが本音だと思います。棚田を守る会も年々高齢化しております。実際問題、自分たちがそこに行って、お金をやるき作ってくれと言われても作れません。また、作ろうとも思いません。それが本音です。だから、そういった状況まで、今、追い込まれている。その中で、やっぱり何とか、そういった営農組織を、ああいった特殊なところは地元の人でないと守っていけないというふうに私は思っておりますので、ここに、何とか人を張り付けてでも、そういった営農組織をつくるような、そういった体制をぜひともつくってもらいたいと思いますけど、その点について市長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） まずは、議員も御承知かもしれませんが、つづら棚田ですが、棚田百選に選ばれておったんですが、このたび、先月、新たに棚田遺産として、つづら棚田が選定を受けたところであります。それから、議員が御指摘されるように、人材の確保、そして人材育成というのは重要な課題であると思っております。

また同じようなことを言うかというふうに、お叱りを受けるかもしれませんが、ぜひ思いを聞いていただきたいと思います。

私は、今日の新型コロナウイルスをはじめ、この農業、農村に対する重要性が国内・国際的にも、ますます高まっていくのではないかと、このように思っています。ここ、農業と農村と分けてお話をさせていただきたいと思うんですが、規模拡大を図る農業施策からいきますと、やはり食料安全保障という観点が日々強くなっております。今日コロナ禍において、ある国では、食料の買いだめとか輸出規制が行われていると、こういう現実もございます。

それから、我が国の人口は、今、減り続けているんですが、世界に目を見ますと、今、世界の人口は78億まで来ました。2050年には100億を超えるのではないかと、そういう予想もあります。

そして、3点目が、今日の悲惨な世界情勢を考えますと、ますます食料安全保障という観点で農業が非常に重要な産業になってくるというのはもう間違いないと、このように思います。

片や農村であります、地域施策と言ってもいいかもしれませんが。そこには、コロナ禍で、働き方というか、働き方の見直し、暮らしの在り方の見直しが大きくクローズアップされております。働き方の見直しでいきますと、まずはテレワークを初めとする在宅勤務等、何もオフィスにいらなくても仕事ができるという環境が出てきております。そして、もう一つ非常に重要なのは、副業というのが非常に認知されてます。私たちが若い時代は、職務専念義務というか、アルバイトをしてはいけない。これは、公務員でも民間会社でも、そういうことが言われているんですが、今日、この副業の勧めというのが行われております。こうしますと、やはりこの農村地帯が、か

なり光が当たってくると、このように思っております。

それから、暮らしの在り方を見直すという点でいきますと、まずは都会の密を避けると。今、農林水産省は地方への人の流れを加速化させて、持続的低密度社会を実現するための新しい農村施策の構築というのを出しております。ますますアフターコロナを見据えたときに、この農村での生活というのが大いに見直される時期が来ると思っています。

そして、最後に、SDGsや脱炭素化、カーボンニュートラルを考えますと、今までのように成長一辺倒ではなくて、やっぱり環境とか人材の視点で、生活をしたという若者が増えていることは実態です。そういう中で田園回帰志向というのが行われておりますので、そういう、今、非常に農業を取り巻く環境は厳しいんですが、私は、かなり光が見えてきていると思っています。希望を持って、特に若い人が農業にいそしむような、そういう気持ちで施策を打っていききたいと、こう思っています。

農業施策は、どちらかという農林振興課が中心とならざるを得ないんですが、農村施策、地域施策は、農林振興課だけではありません。全ての課にまたがる話ですので、先般、全ての係長を集めて、今、国の動き、この持続的低密度社会実現のために、今、国が本気で農村施策の構築を目指していると、こういう説明会もさせていただきました。そういう思いで、今後、施策を打っていききたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 市長のおっしゃることはよく分かりました。

逆に言えば、非常に今、農村環境は厳しいけど、光が今後当たってくると。今言ったように、副業であるとか暮らしの在り方、新しい生活様式、いろんなことを考えていったときに、今後、農村というのが見直されてくるというか、いうふうな話であったかと思えます。だからこそ私は今だと思えますよ。そこがちょっと私と市長の着眼点の違いかと思うんですけど、だからこそ私は、そういった人たちがやりたいと思ったときに受け入れるような組織を今こそ、うきはのほうで何らかの形で作るべきではないかというのが。例えば副業で農業をやりたいというような方がおられても、いきなり中山間に行って、ここの田んぼを全部つくってもらってもいいですよ、ここの例えば果樹園つくってもらってもいいですよと、そんなことを言っても、やっぱりできないんですよ。そこにきちんとした指導者なりがおったり、一緒にやってくれる人がいたり、何かそういうふうな、きちんとした体制が整ってないことには絶対できません。

今ここにおられる皆さん方に、じゃあ、あしたから柿を作ってください、ブドウを作ってくださいと言われても、やっぱりそこに一緒にやってくれる人がいないとできないんですよ。だから、今、今後新しく、農業をやってみたいとか、いろんなことを思う人がいるかもしれません。だから、そういった人たちがすんなりやれるように、私は、その営農組織組合とか——営農組織で

すね、営農組合とか、逆に言えば、ブドウとか、そんなところがあれば、そういうふうなのを取りまとめるような、そういったところがあれば、そこにまずは登録をしてもらって、そして、そこで勉強しながら、将来的には独立してでもやってみようという人は独立していく。いうふうな、新規就農者まではいかないけど、ちょっとそういうのをやってみると、そういった人を受け入れるような、そういった体制をぜひともつくってもらいたいというふうに考えておるわけです。

ちょっと（２）の質問のほうとも重複してきます。関連しておりますので前後するかもしれませんが、そこで私が「特定地域づくり事業協同組合」、この制度を利用しませんかというふうなことを言ったわけですけど、年間を通じて、この組合の中で職員を採用することができます。それは、国の補助金が２分の１というような形でまた出てきますし、そこに登録された組合員、それとか事業者、そういったところの人手が必要な時期に人材を派遣することができるという、そういった仕組みになっております。要するに、組合員である事業者に対しての、だから、それは農家１人でも組合員となることができると。いろいろこれを見る限りでは、そんなふうに書いておりますので、例えば、そういった組織をうきは市のほうで１か所でもいいし、２か所でもいいですので、そういうのをつくれば、そこに、そういった副業的に農業をやってみたいとか、密を避けるために農業をしてみたいとか、いろんなことを思える人、そこに登録して組合員になってもらっとけば、とか、逆に、農家をやっているけど、もう後継者がなくて、忙しい時期に人手が足りない。このままじゃやっていけない。そういった人たちが、そこに組合員としてなってもらっとけば、そこに忙しい時期に行く。そして、摘蕾とか摘果とか、いろんなことの作業をしていく中で、だんだん勉強していく。そして、将来的には独立できると。こういった受皿になるのではないかなというふうに思っているわけです。

ただ、これを簡単につくれといっても、やっぱりこういう組織を１つつくるのには非常に大変だと思います。だから、先ほど言ったように、今の農林振興課の体制ではやっぱり厳しい。もう一人職員を増やすなりして、ここに、こういった事業を進めるような、そういった体制をぜひとも農林振興課の中につくってもらいたい。農林振興課だけではなくて、やっぱりそこにはJAにも巻き込んでもらって、一緒になって何かそういうふうな具体的な生産基盤組織をつくっていくような、そういったことを取組を進めてもらいたいというのが今回の質問であります。もう一度そのところを市長、御理解をお願いしたいと思います。回答をお願いします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、再三申し上げますが、人材の確保は非常に重要な課題だと思っております。若干、議員とちょっとニュアンスが違うんですが、私は何も内側だけではなくて、民間を活用した人材確保というのもあり得るのではないかとこのことをまず申し上げたいと思います。

平成29年でしたか、一部の議員も参画いただきまして、農政懇談会というのを立ち上げて議論してきました。その中で大きく3つ課題がありました。1つは、農地の集積・集約化を図ること、2つ目は、農業の担い手をどう確保するか、もう一つは、野菜の振興。特に小さな農業。野菜といっても、根菜じゃなくて葉物野菜がなかなか、うきはは生産が少ないと。そこに着眼して、ぜひ小さな農業も進めるべきだと。これから人生100年時代、高齢化になりますと、やっぱり高齢者の方が生きがいを持って、健康増進のために庭先野菜にいそむような、そういうことも重要じゃないかという話が出ました。それを受けまして、農林水産省は、今まで農業施策一辺倒、輸出とか規模拡大、もうかる農業、稼げる農業を中心に考えてたもので、それも重要だけでも、やっぱり小さな農業、農村施策、地域施策も重要ですよということで、上京するたびに、いろんな方にお話をしてきました。

そんな中、去年——おとしです、もう御存じかと思いますが、新しい新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されまして、それを受けまして、昨年6月、先ほど触れましたように、地方への移住を加速化させ、持続的低密度社会実現のための新しい農業施策の推進骨格が示されております。そこでは特徴的に、議員がいつも指摘されるように、憧れだけで、いきなり農業に入るといって、なかなか、リタイアする人が多いと。そこで、今、農水省が打ち出したのは、まさに、この農村への関与を段階的に進めて、将来は就農に持っていこうという取組です。例えば、最初は、ふるさと納税をきっかけとして、そして農泊で農村に興味を持っていただいて、農村で短期の仕事をして、あるいは、ボランティアとか農福連携で携わって、デュアルライフというか、二拠点居住をして就農に持っていくという段階的な施策ですね。まさに、この農林水産省というよりも総務省が出したのかと思われるような、そういう斬新な骨格が示されております。

そうすると、やっぱり我々も多様な地域施策を考えなくてはいけないし、人の確保についても非常に重要ですので、先日、係長に集まってもらった勉強会でも、農村地域づくりの事業体、農村RMOといいます、地域経営組織をつくらうということで、もう、いろんな形の地域組織があるんですね。集約営農、農業生産法人、ここには、農事組合法人もあるし、合名、合資、合同、株式会社もあります。そのほか、認可地縁団体、公益法人、NPO法人、認定NPO法人、労働者協同組合、そして、議員が御指摘される特定地域づくり事業協同組合、いっぱい組織がある中に、いかに民間の優秀な人材を活用して、こういう組織化をつくるかというのが大きな課題だと、私自身は強く認識をしているところであります。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 市長の言わんとすることはよく分かります。まさしく、それを具現化していてもらいたいというふうにも思っておるわけです。

だから、やっぱり今言うように、いろんな組織団体、そういった中が一緒になって地域づくり

という形になってくるかと思いますが、市の中にも、そういったことを専門的に頑張ってくれる人を、人材を置いて、そして、やっぱりそういったところを、そういった人が中心となって進めてもらわないと、今の状態のままで進めようと思っても、なかなか、これは前には進まないんじゃないかなと。

もう4年間、当初、私が、こういった同じような質問をしてから4年間たちますけど、やっぱり実態として進んでないと。多分、市長自身も、それは感じているのではないかなというふうに思いますので、ぜひとも、それを進めていってほしいと思います。

時間の関係もありますので、最後に1つだけお願いをして、この問題を終わりたいと思いますけど、今言いました「特定地域づくり事業協同組合」、これをいろいろ調べて、先進地を調べますと、鳥取県と島根県、こちらのほうで先進地事例というふうな形で、そこが進んでいるみたいな気がいたします。鳥取県の安来（アキ）市と読むのか、安来（ヤスキ）市と読むのか、安全の「安」に「来」という字で、そこが、5事業者、農業機械器具小売業者等と一緒にやっております。それに、ほかにもいろいろありますけど、それと鳥取県の日野町、日野町のほうでも、林業、農業、4事業者、こういったところが一緒にあって、こういった協同組合をつくっております。こういったところもぜひ調べていただいて、うきはでは、こういった形で、ひよっとすりやつくれはしないかというふうなことも検討をお願いしたいと思います。

それと、先ほど言いました農業の労働支援という形で、労働支援の取組ということで、すぐお隣でありますJA大分、JA大分県本部のほうで労働支援、農作業の受委託——受委託じゃなくて受託ですね、農作業の受託に係る大分県本部の取組ということで、かなり詳しい内容がネット等でも紹介されております。やっぱり人材派遣というよりも、もう農作業を期間的に受託すると。やっぱりそこでどういう人が働いているのかといったときに、今まさしく市長が言われたように、定職は持っているが、休日に副業として働きたい人であったと。将来、就農してみたい人とか、定年退職後の再就職の場として、帰農、要するに農業を若干やってみたい人で。それとか定職に就かないフリーター、こういった方が、その中で働いております。だから、そういったことも参考にしながら、ぜひとも、やっぱり今後そういった、先ほど市長が言われましたような、農業のほうにも光が差し込んできているというふうな状況もあるかと思いますが、ぜひとも、その流れでもう、生産組織を今回、ここ二、三年のうちには何とか確立していくというふうなことをぜひともお願いをしたいと思います。

それでは、時間の関係がありますので、次の部分に入っていきたいと思います。

2点目ですけど、この質問につきましては以前からずっと言ってきておりますけど、やはり子育て世代が住みたくなるまちづくりの一環として公園整備ということは重要なことであると思っておりますので、よろしく願いいたします。

この公園整備に関しては、昨年9月にも質問をさせていただきました。そのときの回答を踏まえての今回の質問ということでお願いします。

まず1点目ですが、子育て世代にとって、うきは市内には児童公園がないと。今日も午前中に上野議員のほうからも、そういった公園についての質問があってございました。児童公園を整備してほしいというのは、一昨年9月に上野議員からもまた質問もあっておることです。市として今後の整備計画はどうなっているのか、スケジュール的なものですね、そういったことが若干分かっているのであれば教えていただきたいというふうに思っております。

また、児童公園の関係につきましては、今日の午前中も市長のほうから回答があってございましたけど、うきは市の子育て世代職員11名による子育て世代職員による公園整備検討委員会、これを設置して、いろいろ調査・検討をしてきましたということであります。しかし、この回答をもらって、もうかなり時間が経過しているように思っております。今後、児童公園を整備していく中で、その職員で検討した内容だけで進んでいくというふうには思っておりませんので、今後は市民の声をその中にどのようにして市民の声を聞いて、それを公園の整備計画にどのようにして反映をさせていくのか、その辺についての市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと、2点目です。うきは市内には現在12か所の公園があるというふうに思います。うきは市の公共施設等総合管理計画、これを見ましても、個別管理計画を見ましても、公園については、吉井町の百年公園については書かれてありますけど、それ以外の公園について具体的には何ら、どういうふうにしていくのか書かれてありませんでした。市として、将来にわたって、この公園をどうしていくのか。残していく公園、そうじゃない公園等について、やっぱり具体的な検討をしているのかということです。公園の維持管理というのには相当な予算をやっぱり必要といたします。利用者のいない公園等については、市としても処分するとか、ほかの目的に利用するとかの検討を行うべきではないかというふうに思いますので、そこら辺の市長の考え方もお聞かせ願いたいと思います。

それと、3点目です。今日の午前中の中にも若干ありましたけど、これからの公園整備や管理運営に対して、民間活力の導入について検討したことがあるのかということです。9月の議会の私の質問の中で、公園整備の在り方について、うきは市独自の整備等も検討してほしいということを提案させていただきました。例えばスケートボード等が遠慮なくできるようなスケートパークの整備など1つの案として出しました。そのとき、市長の回答として、設置者の管理責任を問われる中で、事故等の安全性を考慮すると、なかなか難しいこともあるというふうな心配をしてございました。確かにそのとおりだと思いますと、私もそのとき答えております。

そこで、今回、私が言いたいのは、スケートパークなど整備した公園等について、民間活用したらどうかということです。場所や整備等については、市のほうでも関わりを持つことが

必要とは思いますが、この際、民間をやっぱり有効に活用して整備や管理運営を行うこと、こういったことをもっと具体的に検討したらどうかというふうなことであります。この点につきまして、市として、市長としてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上、3点お願いいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市の公園整備等について大きく3つの御質問をいただきました。

1点目が、児童公園整備の計画と市民の皆さんの声をどう反映していくか、2点目が、市内12か所の公園について、残す公園と、そうでない公園の検討、そして、3点目が、公園の整備や管理に対しての民間活力の導入の検討につきましては、いずれも関連がございますので、合わせて回答させていただきたいと思います。

現在、うきは市では12の市営公園を保有・管理しており、施設の特徴としまして、浮羽町域の公園のほとんどが市の周辺部に位置し、吉井町域におきましては、山間部の吉井百年公園を除いて、いずれも市の中心部に近く、比較的小規模な施設となっております。各公園は、それぞれの特徴に応じて様々な利用がされており、例えば吉井百年公園においては、キャンプや流水プール、広い敷地を活用したオーガニックマーケット、調音の滝公園では主に夏場に多くの利用客が訪れ、調音の滝の観賞、プール、そうめん流し、藤波ダム公園では、遊具や広い敷地でのスポーツなどで利用されているところであります。

一方、一部の公園におきましては、管理が行き届いてないところや、一部封鎖を余儀なくされ、満足な利用ができていない公園もございます。今後、人口が減少していく中、限られた予算で12の全ての公園を等しく維持管理していくことは困難になってくることも想定をされます。そのため、それぞれの利用状況に応じて、内容を充実させる公園と廃止を検討していく公園の選別が必要になってくると思われまます。

また、公園整備や管理運営についての民間活力の導入につきましては、市有施設における民間活力の導入を検討するため、関係部署において、PPP/PFIの勉強会を行っており、公園についても、Park-PFIの導入を模索しているところでございます。市としましても、子育て支援に資する公園等の必要性については十分理解をしており、市民の皆様の声を反映して、市民の皆様から愛される公園となるよう、引き続き、既存公園の活用も含めまして検討を進めてまいります。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） ありがとうございます。

今、公園の関係で、いろいろ民間活用等についても検討していると。それぞれの公園について



も、利用状況を見ながら、今後どうしていくか検討しておるといふような回答をいただきました。

それで、公園整備についてということで、実は、平成30年度、静岡市の市民意識調査、こういったものを一応調べたわけでありまして、この中で、10ページ以上にわたって、具体的に公園整備についての考え方、年代別であるとか、いろんなどころをずっと、やっぱり市民の意識を調査しております。

その中で、まず第1点に書いてあるのが、公園整備に関する民間活力の導入についてということを知っているわけですが、やっぱり民間活力を導入してほしいというところが54.9%、静岡の場合でありますけど、約55%の方が、民間活力を今後、導入の仕方については、資金、アイデアとも、導入してほしいと。こういった意見が非常に多かったというのが出ております、結果として。公設民営が良いというのが26.9%、約27%。公設公営がよいというのは20%というふうな、こういった結果で、やっぱり今、公園設備に関しては、非常に民間活力というのが言われている、問われているのではないかなというふうに、私自身、感じております。

ほかの千葉市の場合でも、公園における民設民営でのにぎわい施設整備ということで、もうここは逆に、民設民営をどうするかということを具体的に議論しておるのもあります。さらには、横須賀市でも、公園についての整備・管理の方針というところで、やっぱり民間活力を積極的に導入すると、こういった意見が非常に出されているわけでありまして。そういった中において、私は、今後また、るり色の横の、そのグラウンドのところに児童公園等を設置するということがありますけど、やっぱりそういったところにおいては、ただ市のほうでつくって、市で管理、公設でやっていくというのではなくて、こういった部分こそ、今度新たにつくっていく公園こそ、民間の知恵、資金、アイデア、そういった、いろんな部分を活用して導入したらどうかなというふうに感じておるわけでありまして。

その中において、前回、私、スケートパーク、このことを市長のほうに、こういったスケートパークとかをつくったらどうかということを提案させていただきました。スケートパーク等について、なぜそれを私が今、提案するかといたら、先ほど言いました静岡市の意識調査の中で、機能、こういった公園にしてもらいたいかというところで、一番については、癒し、くつろぎ、こういった部分が68.6%ということで、全体的にその希望が一番多かったと。ただ、面白いことに、癒し、くつろぎは平均的にその数値が出ているんですけど、子供の触れ合い、これを希望している部分というのは30代が58.3%ということで、子供の触れ合い。さらには、10代になってきますと、スポーツレクリエーション、これが75.5%というふうに、非常にやっぱり10代の若者にとっては、スポーツレクリエーション、こういったものを非常に望んでいると。だから、どういうふうな整備の仕方をするかは分かりませんが、今まさに、このスケートパークというのが、今度のオリンピック以降、非常に注目されております。だから、ぜひ

とも、このスケートパーク、こういったものも視野に入れて検討をぜひともお願いしたいと。

福岡県内にスケートパークがどのくらいあるかというふうなところも調べました。福岡県内でスケートパークスポットということで出ている分については、19か所しかありません。一番新しいというか、最近のところでは、筑後広域公園スケートパークということで、ネットでそれを調べますと、この前、オープニングをしたときの画像がずっと動画で流れます。そういったふうな感じで非常に、この一番近いところで、筑後が、そういったことをやっております。

悔しいことに、糸島のほうにも1か所あります。だから、やっぱり今、福岡の方が糸島に、というか、福岡とか県外の方も含めて糸島が人気ありますけど、うきはのほうにも、ぜひ、負けなように、そういうものをつくっていただきたいなというふうに感じておるわけです。

全国的にも、今、福井県おおい町、ここにスケートパークが設置されようとしております。これまだ、2022年1月現在が整備しているということでもありますので、まだオープンはしてないと思いますけど、こういったところが、今、具体的に、やっぱりこういった動きに応じておると。だから、うきは市におきましても、やっぱりぜひとも、こういったスケートパークというのをつくっていただきたいというふうに思っております。市長、ちょっとそこら辺についてどう思うか、お願いいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員の御指摘というか御提案は大きく2つに分かれているというふうに認識しております。片や児童公園、そして、もう一つは特色ある公園ということではないかなと思っております。

午前中、上野議員にもお答えしましたように、この公園整備に当たりましては大きく3点の視点が重要だと認識しております。

1点目は、どういう規模で、どういう内容にするかであります。その中に、いわゆるターゲットを絞って、例えば議員提案のように、スケートパーク的に絞る世界とか、あるいは、上野議員がおっしゃっていたように、各世代満遍なく広く、そういう意味合いの公園。そういうところをどういうふうに押さえるかというのが1点。

そして、2点目は、その内容が固まりましたらば、規模、面積も出てくるんですが、場所をどこに特定するかという問題が2点目です。

そして、3番目に、管理運営をどうするか。議員からは民間活用という話がありました。先ほど私は、いきなりPPP/PFIと、このように申し上げましたが、これは、御案内のように、官民連携事業を指しているわけでありまして。今日、人口減少の中で、だんだん社会が縮小化される中で、従来のやり方のみでは公共施設や公共サービスの維持は困難であって、やっぱり民間事業者の資金やノウハウを活用して行政のコスト削減を有効化することが望まれる中に、このPP

P/PFIの官民連携事業というのが出てきております。こういうことをしっかり視野に置いて検討していきたい。この3つの要素、要点で検討していきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） スケートパークの整備の考え方ということで言いました。

先ほど言いました福井県の関係については、日本スケートパーク協会、こういったところが中に入って、どういう整備の仕方であるかとかいうのをやっぱり中に入って、そこがいろんなノウハウを持っていますので、そこで整備をしていっていると。多分、当然、管理についても、そういうふうな分野になっていくのではないかなというふうに思います。だから、私は、やっぱり整備をするに当たって、整備してから管理をする、任せるということではなくて、きちんと何をどういうふうに整備するのかというのを決めたら、そういった専門業者にぜひとも入って整備をしていってほしいと。

先ほど、スケートパークの関係をずっと言っておりますけど、例えば整備面積の在り方についても、フルフラットのストリートの場合であれば800平米以上ぐらいの面積が必要であると。逆にポールやプールをつくる場合、スケートパークの場合で、いろんなプールとかをつくる場合は500平米以上あれば大体オーケーと。高さ90センチ程度の小さなランページとか、そういったのを置く場合であれば100平米でも、要するに小さな面積でも。いろんな、やっぱり規模とか対象、どういった方を対象にするかというふうなことで全然そういった、変わってきますので、検討をする際においては、ぜひとも、そういったところを民間のほうも入れて検討していただきたいと。

私が、なぜこんなふうにスケートパークにこだわるかというところを1点だけちょっと述べておきたいと思いますが、実は、もう市長も知ってのとおり、地域活性化起業人制度ということで、去年の10月から、ブランドのほうの予算で上野山さんがうきは市に入って、今、うきは市、どうするかと。たまたま先月、彼といろいろ話す機会を得ましたので、そこでいろいろ話をさせていただきました。そのとき、彼が最後に、課題として、やっぱり中高生に向けた遊び場所が、うきはにないというのを彼も着目しておりました。その中で、手法として、スケートパークの設置と。まさしく私と同じ考えをちょうど持っておりましたので。彼のほうから話を聞いたところでは、やっぱり2032年、オーストラリア五輪までスケート熱は過熱化、加速化していくと。そういったことで、こういうのを今、整備したら、市外からの流入も見込めるし、スポーツを行うという健康面にも配慮できる。そういった、そして中高生の遊び場所が確保できるということになると、やっぱり市外流出が少しは防げるのではないかなというふうな、こういった観点を持っておりましたので、私も、ぜひとも、このスケートパークは何とか進めたいなというふうな感じがありましたので、ぜひとも今後、市長が。

だから、先ほど言いましたように、面積的に500とか800ぐらいあればできますので、あのグラウンドいっぱいにつくる必要はありません。残りの分は芝生広場にしてもいいと思いますし。ただ、いろんな、そういった整備の在り方があるかと思います。ましてスケートパークだけを例えば捉えたら、大石堰の放水路、あそこの筑後川温泉病院の前の階段下が非常に舗装、コンクリ舗装が約8メートルぐらいの100メートルぐらい、ずっとあります。そういったところをもう少し舗装の部分を、8メートルぐらいのを15メートルぐらいにして、そして、中に、そういったちょっとしたプールとか、そういったものをつくれば、あそこでも十分スケートパークが出来るのではないかなと。あそこにできれば、また温泉の活用もいろいろできるのではないかなというふうにも思いますので、いろんな要素があるかなというふうにも思っております。ぜひとも、その点は考えていただきたいと思います。

それと——時間が押し迫ってきました。もう一つ私が提案したいのは、スポーツ公園だけではありません。現在、コロナということで、新しい生活様式、そういったことがいろいろ言われております中で、屋外に出るといことが非常に今、増えてきております。やっぱり今、かつてないキャンプブーム、また、それに輪をかけたようにしてキャンピングカーというのが非常に注目されております。このキャンピングカー、うきは市におきましては、道の駅うきはというのが1つのブランド化というか、うきは市の代名詞的な部分もあると思いますけど、この道の駅では、キャンピングカーは休憩ができて泊まることができません。今、キャンピングカーというのは、全国で189か所ぐらいしか、RVパークというか、キャンピングカーがとまって、そこで一晩過ごせるというのは、全国でも、ネットで見ると189か所ぐらいしかないということです。

だから、ぜひとも、うきはの場合、例えば先ほど言った、あまり使われてない公園とか考えたとき、この間から、あそこの鳥居のスポット、夜景、あのとき車が、たしか土曜日は5,000——車が5,000台かどうかは知りませんが、5,000人ぐらい来とった。日曜日でも何か、サンピットバリューまで車が全部つかえて渋滞したと。あそこの神社の夜景が非常に、やっぱり取組がよくて、とにかく人がいっぱいだったというふうにも聞いております。だから、そういったふうで考えると、城ヶ鼻公園とか、あそこは非常に、やっぱり夜景が素晴らしい場所であります。近くに民家も隣接していないし、まさに例えばオートキャンプ場であるとかRVパークとして考えたら非常に面白いのかなというふうにも思っております。

だから、そういった意味で、いろいろ発想によっては、今ある公園でも、まだまだいろんな使い道が出てくるのではないかなというふうにも思いますので、ぜひとも、そういったところも検討をお願いしたいと思いますが、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今、大石放水路の活用を含め、様々な具体的な御提言がありました。住

環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 住環境建設課、村岡です。

キャンピングカーとオートキャンプ関係でございますが、今年度の11月、大石の放水路におきまして、「かわまちづくり」ということでキャンプ系のイベントをさせていただいたところがございます——大石の自治協議会とやったところがございます。そのときに、オートキャンプと、あと、通常の普通のキャンプ、そういったところで、あと、グランピングのキャンプ、そういったところで募集しましたところ、やっぱり一番人気があったのはオートキャンプ、こちらは、ちょっと区画が足りないぐらい人気がございました。やっぱりそういったところの需要が非常に多いんだろうなというところの認識は持ったところがございます。

議員から言われましたRVパーク関係ですね、そういったところも、うきはブランド推進課のほうと一緒に事業者のほうと、いろいろと話もちよっと伺っておりますので、そういったところの需要なんかも含めて、調査しながら進めていきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） よろしくお願ひいたしたいと思っております。

キャンプの関係で言えば、大石のところにつきましては、以前、とびうめ国体のあった広場、以前、私、言ったと思いますけど、あそこは本当、土日でも、今、何も、かわまちづくりの取組があっているわけでもありませんけど、土日になりますと、必ず大体、二張から三張のテントが、今、あそこに張られております。横に車止めて、横、テントを張ってというふうな形ですけど、もう非常に、やっぱりそれだけキャンプブームだなと。この前、つづら棚田に行って話したときも、田んぼよりかは上のほうの公園のあそこに、キャンプに来るとのほうで収益が上がっているとかいうふうな冗談見て、本当そのくらいキャンプが多いというふうな話も聞いております。やっぱりそういったブームに、ぜひとも、乗り遅れないようにして、何とか整備していく中で、この特にオートキャンプ場、道の駅うきはという、うきはの1つのブランド的なものを持っている、うきはとしては、ぜひとも、このオートキャンプ場なり、RVパーク、こういったことも視野に入れて、12の公園がありますけど、非常に市街地ではありますけど、逆に、そういった市街地ということを利用して、こういったことを検討して進めていってほしいと思っております。

最後に、そういうことを含めまして、市長の回答を聞いて一般質問を終わりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、コロナ禍にあつて、グランピングであったりキャンプ、大きなブームになっていることは承知しております。ぜひ、アフターコロナを見据えた、うきは

らしい、この農村地帯である、うきはらしいまちづくりはどうあるべきかの視点の中で考えていきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） これで、3番、野鶴修議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩とします。午後3時より再開します。

午後2時45分休憩

午後3時00分再開

○議長（中野 義信君） それでは、再開します。

次に、4番、竹永茂美議員の発言を許可します。4番、竹永茂美議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、4年間の任期の最後の一般質問をさせていただきます。

まず、その前に、午前中の同僚議員からも発言がありましたが、2月24日のロシア軍のウクライナ侵攻が始まりました。強い戦争反対の国際世論の中でロシア軍のウクライナ侵攻を止めたかったのですが、残念な結果でした。今現在も多くのウクライナ人が隣接する国々に避難しています。一刻も早くロシア軍のウクライナからの無条件即日撤退を要求し、原子爆弾の威嚇や使用をやめさせなければなりません。

ロシア軍のウクライナ侵攻が始まった翌日、菊竹六鼓館前の横断歩道で交通指導をしていると、男子6年生3人がやってきました。会話の中身は、ウクライナで戦争が始まったねなどなどでした。これから修学旅行で行くので、長崎に行くのなら、平和のこと、原子爆弾のことを学習してきてねと言って別れました。平和の尊さと、国際紛争は平和的手段で解決しなければなりません。

その一方、新型コロナウイルス感染症急拡大に伴い、ワクチン接種に日夜取り組んである医療機関、市役所職員、そして、10歳未満や10代の感染者が急拡大している幼稚園、保育所、学童保育所、学校現場、介護現場の皆さんに感謝の言葉を送るとともに、今後も十分な対策をお願いして、一般質問に入らせていただきます。

まず1点目が、お手元に配っています通告書による、法律や条例が守られるまちづくりです。

1点目は、うきは市衛生委員会と学校総括健康委員会の開催についての質問になります。失礼しました。その中で論議されたであろう、2020年と2021年度教職員の4月から翌年1月までの、月別、小・中学校別、職種別の超過勤務の実態。45時間以上の人数と、過労死ラインと言われる80時間以上の人数、それから、持ち帰り時間の把握と昼休み時間の正確な把握がなされているかをお尋ねし、その実態が守られていないとするならば、その原因について、お伺いいたします。

また、教育長は過去の質問の中で、2020年度超過勤務前年比10%減、2021年度前々

年度比20%減策について述べられましたが、その成果と課題を伺います。そして、4年間、質問し、提案し、改善を要求してきました学校総括健康管理委員会について、構成、内容、開催日数など、市の職員の公平性を保つ公平委員会の見解を伺いたしたいと思います。よろしく願います。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 法律や条例が守られるまちづくりについて大きく2点の御質問をいただきました。1点目については、私のほうからお答えをいたします。

2020年度と2021年度、教職員の4月から翌年1月までの、月別、小・中学校別、職種別の超過勤務の実態と原因、また、前年、前々年同月比削減策の成果と課題についての御質問でございますが、小・中学校の令和2年度、令和3年度の月別、小・中学校別、職種別の超過勤務の令和2年度の実態につきましては、令和3年12月議会において、資料として提出をいたしております。また、令和3年度の実態については、今回、資料として提出しているとおりでございますが、持ち帰り仕事の時間や昼休みの時間については、調査をいたしておりません。

月平均超過勤務時間が最も多い職種としては、小・中学校共に校長と教頭が多くなっています。また、9月から10月の秋期は主幹教諭等においても、運動会、体育祭、中体連大会等に対応する業務のため増加傾向となっております。全体的には教頭の超過勤務時間が多く、小学校の教頭で、令和2年度の7月は67時間30分、令和3年度の10月は68時間22分となっており、中学校の教頭では、令和2年度の4月は86時間25分、令和3年度の10月は74時間18分となっております。教頭に学校運営に係る業務が集中していることや教職員の指導が委ねられていることが原因と考えられます。

次に、超過勤務前年同月比10%削減策の成果と課題についてですが、うきは市教育振興基本計画において前年同月比10%削減を目標としていましたが、結果としては一部しか達成できておりません。しかしながら、令和2年度当初から現在に至るまで常に新型コロナウイルス感染が学校活動に影響しており、現在もオミクロン株による第6波が続いている状況であり、このような長期間に及ぶ不測の事態の中で、前年や前々年との比較は困難であると考えております。

また、12月議会でも申しましたとおり、令和3年度は、県教育委員会が「教職員の働き方改革の取組指針」として掲げた目標は、「令和6年度までに時間外在校等時間を年360時間以内、月45時間以内とする。緊急的な課題として、月80時間超えの時間外在校等時間の解消に取り組む」こととしており、市の教育委員会としましても、県の教育委員会に合わせ目標変更し、まずは月80時間超えの時間外在校等時間の解消に取り組んでいるところでございます。

○議長（中野 義信君） 江口公平委員会委員長。

○公平委員会委員長（江口 和規君） 公平委員会委員長を仰せつかっております、江口と申しま

す。どうぞよろしくお願いいたします。

学校総括健康管理委員会に関する公平委員会の見解についての御質問をいただいております。

公平委員会は、地方公務員法に基づき設置された委員会でございます。主な業務として、地方公務員法第8条2項で、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。また、職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること」というふうに定められております。

今回の御質問では、学校総括健康管理委員会の構成、内容、開催回数について公平委員会の見解を求められておりますが、学校総括健康管理委員会の在り方そのものに関して、公平委員会として、地方公務員法第8条2項の趣旨から鑑みまして、意見や見解を述べる立場にはないというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） まず、1点目の件について教育長に伺います。また、市長にも伺いいたします。

お手元の資料A面の左側に書いております目標については先ほど教育長が言われましたが、このカラー刷りの下のほうに、このようなことが書かれております。加える時間、いわゆる在校時間に加えるものとして、1番、校外における職務として行う研修や児童・生徒の引率等の職務に関し従事している時間。2番が、在宅勤務の時間ということで、これは持ち帰り時間を正しくしなさいということは、るるQ&Aで述べられていることです。なぜ持ち帰る時間並びに昼休みの時間の集計をなされていないのか、その理由について回答をお願いします。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 現在、うきは市のほうで取り組んでおります働き方改革の中で、まずは学校における勤務時間をしっかり把握して取組を進めていると、そういう状況でございます。また、総括健康管理委員会の中では各学校における取組等を伺っております。

先ほど、教頭の勤務時間が長いということを申し上げましたが、これは、うきは市が、ここ2年間で30名以上の新しい先生が入ってこられております。そういう中で、学校に残って教材研究しておる先生方を教頭が見守っていると、そういう状況もございます。そういった中で、現在は、まずは学校における勤務時間をしっかり把握して対応に取り組んでいるところでございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今の答弁は、私の配っている資料のA面右側に書いてある平成30年度に出された方針、いわゆる平成30年度は超過勤務の正確な把握、令和元年度が前年同月比10%減、令和2年度が、令和元年度に対して、さらに同月比10%減というのが出ている



わけです。なおかつ、その下の改正後の「福岡県学校管理規則」（令和3年4月1日施行）についても、③校長は、前2項の時間外勤務等時間の上限を超えないよう当該学校の教職員の業務量を管理しなければならない、④教育委員会は、前項の規定に基づき校長が行う当該学校の教職員の業務量の管理が適切に行われるよう管理するものとするありまして、枠外には、わざわざ、市町村教育委員会に対しても、時間外在校時間の上限に関する方針を教育委員会規則等で定めるよう働きかけますということで定められていますが、守られていないということは、どのようなことなのでしょう。それは、法律や条例を違反しているという認識は教育長にはありますか。また、市長にもありますか。お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） この働き方改革につきましては、県の教育委員会から、事例的なものとして、市町村教育委員会に対しまして様々な内容の提示があつているところでございます。

今、私ども市町村教育委員会は、この置かれた状況の中で、県から提示されております様々な内容を一つ一つクリアしていきながら、少しでも先生方の働き方改革ができればと、そういう取組をいたしておる過程でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 教育長の答弁どおりだと私も考えております。

御案内のように、議員、コロナ禍にあつて今までにない環境の中で、学校現場の先生方は、学びの保障、そして、片や子供たちの健康の維持管理ということで、すごい御努力をされております。片や、議員がおっしゃるように、働き方改革というのも、よく重々承知をしているんですが、そういう実態の中で懸命に両者を両立するために努力していることを御理解いただきたいと思ひます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、市長にお伺ひいたします。

市の衛生委員会も開催されまして、45時間以上並びに80時間以上の本年度4月から1月までの人数の集約がありますが、これは御存じでしょうか。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 手元に、ちょっと資料として集計したものがございます。数字を申し上げたほうがよろしいですか。（「合計で結構です」と呼ぶ者あり）合計でよろしいですか、はい。

4月から1月までの集計でございますけれども、45時間以上が延べ70名、それから80時

間以上になりましたのが延べ10名でございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、教育長にお尋ねいたします。

本年度4月から1月までの45時間を超えている教職員の人数並びに80時間を超えている教職員の人数の合計を伺います。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（中野 義信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 45時間から80時間の超過勤務の人数でございますけども、延べ人数は、今日提出いたしました資料には載せておりませんが、この一番下にあります4月から1月までの分を合計した人数となっております。

それから、80時間超えの分につきましても、今日提出いたしました人数の分がございまして、その4月から1月までを合計した数字となっております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今日、教育委員会のほうから頂きましたので、ちょっと集計が、時間がかかったわけですが、このような結果になります。字が小さくて申し訳ないんですけど、うきは市の職員は、ここの下の70名、45時間以上。80時間以上は10名。先ほど答弁がありました。

一方、本年度、小学校、中学校の合計を加えますと、45時間を超えた人が768名で、先ほど教育長の説明ですと、これ以外に、一番端っこの80時間を加えると、もう、とてつもない時間超勤の実態があります。単純に言えば、市の職員の10倍ぐらいを45時間以上、教職員は働いていますし、80時間の10名をまた10倍ぐらいの人数が働いているという状況があります。この点について、市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ちょっと今、手元に私も実態の数字を掌握してないもので安易な答弁はできないわけですが、先ほどからお話をしていますように、今、コロナ禍、非日常の世界の中で、先生方が学びの保障と、そして子供たちの健康に懸命に取り組んでおられる。そして、片や、法令遵守、コンプライアンスということで、働き方改革、法令遵守も重要。ここの両立を図るという基本理念の下に、懸命に努力されている、その姿は、ぜひとも議員、見ていただき、御理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今のは答弁になってないと思うのですが、私は今の数値を挙げて、市の職員である教職員に対して、どのような認識を持ってあるかということをお尋ねしました。

もちろん学校の先生がコロナ禍の中で大変苦勞され、一昨年は、学校支援員とか、いろんな配置が、国の予算がつかまりましたので、できましたけれど、本年度は、その予算がないという形で蹴られています。先生たちが毎日のように消毒作業等々のことをやっているわけです。その分についての予算要求もしましたけれども、残念ながら認められませんでした。来年度の予算書も見ましたけれども、どうも、そのようなことはありません。非常時であり、先生たちがコロナ禍の中で取り組んであるということを重々知ってあるのであれば予算反映されるべきだと思いますが、予算反映されたという理解でよろしいのですか。市長、お答えください。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 令和4年度の当初予算は、本議会、提案をさせていただいて、今から特別委員会で審議がなされると思いますが、その中で十分説明があるかと思いますが、ボランティア団体の活用という形で先生方の側面支援ができないか、いろんな新規施策も盛り込ませて提案をさせていただいておりますので、ぜひとも、そこでまた御審議いただければと思います。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永茂美議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 私は、後の質問にも関連しますが、そのような忙しい中で先生たちの声を聞くと、なかなか業務を減らすことができない、仕事は減らすことはできないという声が多いです。じゃあ、どうしたらいいかというときに出てきたのが、1つは、授業時数の余分な分のカットをしたらどうか。2つ目が、一番多いのは、やはり人的保障といいますか、人的環境整備をしていただきたいということです。

確認になりますが、人的保障を来年度予算でしていただいたという確認でよろしいのでしょうか。市長、お答えください。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 来年度へ向けての人的確保の面でございます。

後のPTA関係のお答えにもなるかと思うんですけども、例えば特別支援学級支援員というのがございます。来年度、うきはの小・中学校は、本年度に比べて特別支援学級が3学級減ということになっておりますが、特別支援学級支援員の数は、そのままお願いをし、そういう予算を出させていただいております。

また、生涯学習課の事業のほうで、うきはっ子応援ということで、学校を応援する、そういう

新しい事業も御提案させていただいているところがございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 特別支援学級の支援員3人は減らさなかったということは一定の評価だと思いますので、それはそれとして、市長が、大変の非常時下といたしますか、そういう状況であるというならば、やはりそれに対する人的、特に新規措置をお願いしたいと思います。

それでは、2番の、公平委員長への質問に移ります。

先ほど公平委員長は、地方公務員法第8条2項、公平委員会は次に掲げる事務を処理するというので、いわゆる勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し及び必要な措置を執ることと書いてありましたが、これは、現場から、そのような勤務時間等に対する措置の要求があったら審査をしていただけるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（中野 義信君） 江口公平委員会委員長。

○公平委員会委員長（江口 和規君） その件につきましては、公平委員会事務局より答弁をさせていただきます。

○議長（中野 義信君） 佐藤公平委員会事務局長。

○公平委員会事務局長（佐藤 重信君） 公平委員会事務局の佐藤でございます。よろしく申し上げます。

先ほどのお尋ねの件でございますが、まず、公平委員会が取り扱います教職員の取扱いの件なんですけど、措置要求の件で、今、お尋ねでございましたが、以前からの措置要求の場合の県費負担教職員の取扱いが、ちょっとまた整理がうまくできてなかったんですけど、実は、この前、県の人事委員会のほうに確認しましたところ、県費負担教職員の特例というのがございまして、福岡県におきましては、県費負担教職員の方は福岡県人事委員会に対して措置の要求をするということになっているというのを見解をいただいております。これはもう県の人事委員会のほうでの見解でございます。

根拠法令といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第7条による地方公務員法第46条の読替えということで、この下に教職員の先生方の措置要求につきましては、県の人事委員会が窓口となるというふうに見解をいただいておりますので、御報告いたします。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） せっかく調べていただきましたので、幾つかお尋ねいたします。

私も吉井小学校を退職して10年になるんですけども、この勤務時間のその他勤務条件に関する措置の要求の請求有効期限というのは何年間なんですか。10年以上であれば私もできるということになりますが、それは、調べてあれば教えていただきたい。調べてなければ、また次

の機会でも結構です。

○議長（中野 義信君） 江口公平委員会委員長。

○公平委員会委員長（江口 和規君） ただいまの御質問につきましては、公平委員会事務局より答弁させていただきます。

○議長（中野 義信君） 佐藤公平委員会事務局長。

○公平委員会事務局長（佐藤 重信君） すみません、職員がどのくらいまであるかというのまでは確認を取っておりませんが、現の職員、教職員の先生方までが措置の要求を——すみません、は、できておりますけど、町のほう、市のほうの公平委員会のほうに措置要求できるのは、あくまで市の職員という形になるということに解釈をしております。

いつまでできるかということにつきましては、まだちょっと確認は取れておりません。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 請求期限については、また後ほど回答をお願いしたいと思います。最後になりますが、同じく地方公務員法第8条、先ほど2項で公平委員会のことは説明していただきましたが、第1項では、先ほど出ています人事委員会の件で、このようなことが書かれておりますので、そのことは確認されたかどうかをお尋ねいたします。

第8条、人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。2、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その結果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。この点については御存じである、あるいは確認されたということによろしいでしょうか。公平委員会事務局にお尋ねいたします——失礼いたしました、公平委員会事務局じゃ。（発言する者あり）いや、だから、それを見られましたかという確認です。

○議長（中野 義信君） 江口公平委員会委員長。

○公平委員会委員長（江口 和規君） ただいまの質問につきまして、公平委員会事務局より答弁させていただきます。

○議長（中野 義信君） 佐藤公平委員会事務局長。

○公平委員会事務局長（佐藤 重信君） ただいまの御質問でございますが、第8条の1項につきましては、人事委員会に関わる部分でございますので、市の公平委員会とは直接関係はないものと考えております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 私が質問したのは、組織の大きさ等で、人事委員会ではなくて公平委員会になっていますが、この人事委員会の1番、2番、3番、極端な言い方をすれば12番までの権限ないし内容については御存じですか、あるいは検討をされたことがありますかという質

問をしているわけです。公平委員会と人事委員会が違うということは、私も資料を手に持っていますので、それは分かります。

○議長（中野 義信君） 江口公平委員会委員長。

○公平委員会委員長（江口 和規君） ただいまの御質問につきまして、公平委員会事務局より回答させていただきます。

○議長（中野 義信君） 佐藤公平委員会事務局長。

○公平委員会事務局長（佐藤 重信君） 先ほどの第8条の1項につきましては、人事委員会に関わる権限を挙げているものでございますので、別段検討はしておりません。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 繰り返しになりますが、人事の規模によって人事委員会並びに公平委員会が設置されていると思います。でも、その趣旨は、法律である以上、同じ趣旨であるというふうに考えています。だから、同じことをしなさいと言っているわけではありません。その趣旨については、ぜひ調査・研究をしていただきたいと思います。それをもって1番の質問を終わります。

続いて、安全・安心のまちづくりについてお尋ねいたします。

1点目が、2021年度の通学路改善について、国や県の補正予算に対する、うきは市の対応を各小学校別に伺います。

2点目は、訂正をお願いします。「うきは市交通安全対策会議」とは書いていますが、正しくは、資料にありますように、B面の裏にありますように、「うきは市交通安全対策協議会」の間違いでしたので訂正をお願いいたします。の実績について、お伺いいたします。

3点目は、新型コロナウイルス感染症急拡大に対する取組、保育所、幼稚園、学童保育、学校休業、学級閉鎖、オンライン授業などと課題について、お伺いいたします。答弁を求めます。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、安全・安心のまちづくりについて大きく3点の御質問をいただきました。3点目の新型コロナウイルス感染症急拡大に対する取組と課題については、保育所、学童保育における取組と課題については私のほうから答弁し、学校、幼稚園における取組と課題につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

まず1点目が、2021年度の通学路改善についての御質問であります。うきは市における令和3年度の通学路対策工事につきましては、現在、契約を終え、順次工事に着手するところがあります。各小学校別では、福富小学校で2路線、江南小学校で1路線、御幸小学校で3路線、山春小学校で1路線、大石小学校で1路線の計8路線において、カラー舗装や路面標示等の対策を実施していく予定であります。また、令和4年度当初予算におきましては、国土交通省の補正

予算を活用し、通学路対策の工事費を計上しております。各小学校別では、吉井小学校で1路線、福富小学校で1路線、江南小学校で2路線、御幸小学校で2路線、大石小学校で2路線の計8路線において、カラー舗装や路面標示等の対策を実施していく予定としております。

2点目が、うきは市交通安全対策協議会の実績についての御質問であります。うきは市では、市内区域における交通事故防止、その他交通安全に関する総合的な対策を推進することを目的として、「うきは市交通安全対策協議会」を設置しております。これまでの開催実績を調べましたが、直近5年間の開催の実績はございませんでした。

3点目が、新型コロナウイルス感染急拡大に対する、保育所、学童保育における取組と課題についてであります。保育所、学童保育所の取組としては、基本的な健康観察、手洗いの励行と3密の回避、換気の対策、そして、使用施設・用具等の消毒を行っているところでございます。国・県からは、保育所、認定こども園、学童保育所等に対して、感染の防止に努めつつ、「できる限り保育の提供の継続に努める」ことや、「室内で児童が近距離で歌を歌うことや、児童を密集させるような遊びや運動を避ける」よう通知が来ているところであり、これに沿って保育を行っております。そのような中、園内で陽性者が確認された場合は、濃厚接触者に該当する可能性がある者を特定し、自宅待機を要請するとともに、園医と相談した上で一部休園等の対応を取っております。

保育士につきましては、県の通知に基づき、陽性者と最終接触した日から4日目、5日目の抗原検査を行い、陰性が確認された上で職務に復帰するようにしております。なお、職員につきましては、3回目の新型コロナウイルスワクチン優先接種の対象とし、希望する職員につきましてワクチンの接種を行っております。

課題としましては、保育士に感染が拡大した場合、保育所運営に影響を及ぼす可能性があるということであり、保育士が不足し、業務継続が困難となった場合には、人員、設備基準を柔軟に取り扱うことなどして保育の継続をしまいる所存であります。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校、幼稚園における取組と課題についてですが、新型コロナウイルス感染拡大に対する学校の取組としては、登校前の健康観察、マスクの着用、手指消毒等の基本的な対策はもとより、文部科学省において、児童・生徒が近距離で一斉に大声で話す活動、近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏、児童・生徒同士が近距離で活動する調理実習、近距離で組み合ったり接触したりする運動など、リスクが高い教育活動を実施しないこととしています。

うきは市におきましても、1月20日に、改めて全校の保護者に対して、新型コロナウイルス感染拡大予防のための取組の徹底について周知を促し、また、学校においては、給食時の黙食

や学校施設の共有部分等の消毒も継続して行っており、中学校では、朝練を含めた部活動、対外試合を中止しております。

しかしながら、うきは市においても家庭内での感染が増え、小・中学校で陽性者が発生したため、保護者からの連絡による感染内容の把握に努め、文部科学省のガイドラインに沿って、校医に相談した上で、学級閉鎖や学年閉鎖、臨時休校等を行いながら感染拡大防止に努めたところであります。子供たちの学びの保障のため、小学校第3学年以上の児童・生徒については、タブレットを持ち帰って学習できる体制を整えており、臨時休校の際は、第3学年以上の児童に対し、オンライン学習を実施することができました。また、感染拡大防止と子供たちの学びの保障の観点から、教職員の3回目の新型コロナウイルスワクチン優先接種を実施し、希望した教職員全員のワクチン接種を完了しております。

幼稚園におきましても、基本的な感染対策を徹底して実施しており、幼稚園教諭においても、3回目の接種を受け、感染拡大防止に努めているとの報告を受けております。

主な課題といたしましては、1つは、感染に対する各家庭からの的確な情報収集であります。個人情報である感染状況を保護者に伺うため、慎重な対応が求められるとともに、保護者には、感染拡大防止のための状況把握を御理解いただくことが必要となります。

2つ目としては、オンライン学習のさらなる充実です。小学校第1学年と第2学年の児童への拡大も含め、現在行っていない教科のオンライン学習などへの取組を考えているところでございます。しかしながら、現在対応中の状況でございますので、今後とも課題の把握と改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、資料のA面の右下を御覧ください。

先日、2月の新聞に入っていました「ふくおか県議会だより」、12月補正予算の主な概要、右下です。写真がちょっと薄いと思いますが、通学路の緊急安全対策を実施ということで16億3,950万円が入っておりますが、この点について、この中に、先ほど市長が述べられた令和3年度の分が入っているという確認でいいかどうか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 御質問いただきました県のほうの補正予算につきましては、県の、県道のほうの道路管理者に関する補正予算だと思われまして、市道のほうの対策費といたしましては、国の防災・安全交付金にて対応するような形で実施しております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。



○議員（４番 竹永 茂美君） 再質問になりますが、では、県道に関する、うきは市の予算がこの中に入っているという理解でいいんですか。分からなければ確認していただいて結構です。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） うきは市内の県道、県のほうが管理する県道、国道なりで、どの箇所かは、ちょっと具体的に、この中に計上されているか、現時点では把握しておりません。その辺り、県のほうとも、引き続き、連携しながら進めていきたいと思えます。

○議長（中野 義信君） ４番、竹永議員。

○議員（４番 竹永 茂美君） ぜひお願いしたいと思えます。

資料のB面を御覧ください。４年前の６月の一般質問から、通学路のことを近所の保護者並びに住民の方からの要望があり、取り組んでまいりました。一番最初に取り組んだのは、工業団地にある路面の舗装、路側線の引き直し、カラー舗装、そして、ブロック塀が危険な場所が五、六か所あるので、特に危険な１か所についてお願いをしてきました。その結果として、少しずつ進んできたのは事実だろうと思えます。

今回、吉井小学校、江南小学校、千年小学校、福富小学校、御幸小学校の危険な場所、主に横断歩道を中心に写真を撮りに行ったんですが、なかなかなかったかな——消えかかっているところを見つけることは困難な状況でありました。しかし、吉井小学校では、御覧のように、六鼓橋前の歩道、北から３番目の線がほぼ消えかかっていますし、西鉄バスから吉井小学校への路側帯も、ほぼ消えていますし、途中で歩道はありません。この子供が学校に行った後すぐに、そこに、下の段になりますが、トラックが来て、やはり大変危険な場所だなということを痛感しております。また、江南小学校につきましては、左側、学校前の横断歩道が消えかかっています。４年前は、吉井中学校の用務員を退職された方が毎日のように立って交通指導を校長とされていたんですけども、今回は校長だけであったような気がいたします。

また、右側、太田の横断歩道は、４年前、はっきりしては、今泉などからの子供などたくさん通っていたのですが、やはり４年間という歳月は横断歩道のラインをほぼ見えないようにしていったのではないかと思います。

千年小学校につきましては、学校前で歩行者だまりの改修をしていただいて、たくさんたまって、東側に渡るんですが、東側、カーブ渡って学校に行くときの歩道がありません。これは、やはり、ぜひ引くべきだと思っています。また、能楽の子供たちが学校に向かう横断歩道も、４年前は、はっきりしていたのですが、今は消えかかっています。

右側に行きまして、福富小学校の千草保育所前の入り口には横断歩道がありません。ちょうど

写真を撮りに行ったときに、迎えに行かれた保護者の車が右折していったわけですが、ここには横断歩道はありません。また、右側の西福益団地から耳納の里に向かうところに横断歩道設置の話が4年前にはあって、場所の検討をしているということでしたが、結果的に4年間たっても引かれておりません。ここも、たくさんの子供たちが、朝、登校しています。

そして、次が御幸小学校です。学校前の横断歩道を見ましたら、路側帯があったり、カラー舗装があったり、国土交通省の自転車の標識があったりして何が何か分からないような状況でしたので、やはりここはきちんと整理すべきだと思っています。横断歩道は、はっきりしていました。

それから、右ですが、久大本線と御幸小学校のほうに向かうところですが、ここも、たくさんの子供たちが通ります。であれば、やはり横断歩道の設置が必要ではないかというふうに考えますが、先ほど、令和4年度、国土交通省の補正予算、あるいは市道に対する予算で、このようなとこの点検をされたかどうかをお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 現在では、交通安全プログラムにのっとりまして、道路管理者と警察のほう、また学校のほうと連携してからやっているところでございます。

横断歩道につきましては、道路交通法を所管しております警察のほうになります。市道の管理者としましては、路側線であったり、カラー舗装であったり、ガードレール、そういったところを対応していくような形で予定しております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 議長、大事なことを忘れておりました。

12月の一般質問で信号機の設置を市長のほうにお尋ねしましたら、所轄する、うきは警察署のほうに相談したいということでしたが、竹重から南に向かう道路と、ふるさと農道が交わる交差点の信号機設置について、うきは署との対応の結果を、市長、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員の御指摘の後に、私、それから市民協働推進課の課長と2人で、うきは警察署長のほうに要望を申入れしたところであります。今は検討がなされていると、このように承知をしております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） ありがとうございます。ぜひ、そういう市長の行動をこれからも期待したいところですが、2点の、うきは市交通安全対策協議会が5年間開かれなかった原因

は何か、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 江藤市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課の江藤でございます。よろしくお願いいたします。

5年間開かれなかった原因なんですけれども、1つは、いつ、どんなときに開催するのかというのが明確になっていなかったというのが一番の大きな原因だと思ってます。それが、うまく引き継がれてなかったというのが原因かと思われま。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 資料B面の右下に書いてありますように、設置の目的は、市の区域内における交通事故防止その他交通安全に関し、総合的な対策を推進することを目的とする、そして、第3条の（1）に、交通安全に関する国・県の機関の施策及び事務の総合調整に関すること、（4）道路の環境整備促進に関すること、（5）交通安全施策の整備促進に関すること、（6）その他目的達成上、交通安全に必要な総合的対策の推進に関することとありますが、これが一切、5年間なかったという理解でよろしいんですか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、直近5年間の開催の実績はございません。

なお、うきはにとって安全・安心のまちづくりというのは、地方創生を進める上で大きな観点だと、このように思っております。常日頃から、うきは警察署長とは連携をして意見交換をさせていただいております。

先日も、うきは署長が、うきは市のほうにおみえになりまして、うれしいデータをいただきました。福岡県60市町村あるんですが、その中の市ですね、政令市を含めまして29市あるんですが、刑法犯認知件数も人身交通事故も、うきは市が一番少ないと、こういうデータをいただいたところでもあります。これからは安全・安心のまちづくりには、しっかり取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今の市長の答弁は、この交通安全対策協議会を開催するという理解でよろしいのか、それとも、千葉県の八街市のように悲惨な事故が起きないと開かないということなのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘の協議会規則に基づいて適切に対応していきたいと思えます。

先ほど事例を説明したんですけれども、やっぱり近隣の——近隣というか、状況、交通安全の状況を踏まえて、適宜、適切に開催するものであるというふうに承知をしておりますので、状況等を見ながら、しっかり対応をさせていただきたいと思えます。

それから、昨年6月28日に起きました、千葉県八街市、小学校の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷した事故については、しっかり認識をさせていただいているところであります。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） このうきは市交通安全対策協議会のメンバーの（8）うきは市交通指導員会代表者、（7）うきは市立小・中学校代表者という形で、きちんと実際、交通指導に立ってある保護者並びに指導員の代表の話を聞くようになっていきます。るる今まで質問してきましたけれども、それについては適宜聞いているという形ではあったんですけど、やはりこのことについては、きちんと開催して意見を聞いて、そして市政に反映させていただきたいと思えます。

2点目を終わります。

3点目、若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについて、1点目につきましては、先ほど教育長のほうから答弁をいただきましたので省略しまして、2点目、小石原川ダムに関わる今までの支出と市民への説明、今後の上水道整備計画について。3点目、ごみ焼却炉建設問題の現状と市民への説明、今後の整備計画について、短くお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについて、当初、通告では大きく3点御質問をいただいておりますが、2点と3点に限って答弁をという御指摘がありました。

まず2点目が、小石原川ダムに関わる今までの支出と市民への説明など、今後の上水道整備計画についての御質問であります。小石原川ダムに関わる支出については大きく3つの項目に分かれておりますので、順次、1,000円単位でございますが、御説明をいたします。

1つ目が、水源地域対策に係る負担金として、令和元年度に合計9,333万7,000円を支出しております。内訳は、水没者への生活再建支援金1,533万円、水源地域振興事業負担金6,202万3,000円、漁業補償費負担金1,598万4,000円でございます。

2つ目が、建設事業に係る負担金として、令和2年度と3年度に合計11億6,996万4,000円を支出しております。内訳は、小石原川ダム分が11億5,167万5,000円、筑後大堰分が1,828万9,000円でございます。

3つ目が、小石原川ダムと筑後大堰の施設管理費負担金として、令和2年度に719万

8,000円を支出しております。また、令和3年度に2,367万2,000円の支出を予定しております。

また、今後の整備計画につきましては、第2次うきは市総合計画後期基本計画の基本方針に基づき、小石原川ダムを水源として、福岡県南広域水道企業団への加入や上水道事業の事業化の時期などについて検討を行ってまいります。市民の皆様の御理解を得ながら、令和7年度頃には基本計画を策定し、令和10年度には福岡県南広域水道企業団に加入するというスケジュールに向けて、普及・啓発の取組を進めてまいりたいと考えております。

3点目の、ごみ処理施設の課題について、現状と市民への説明及び今後の整備計画についての御質問であります。市内のごみ処理につきましては、うきは久留米環境施設組合が運営する耳納クリーンステーションにおいて処理をしているところです。耳納クリーンステーションは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等を総合的に処理する施設として平成16年9月1日に稼働し、17年が経過をしております。耳納クリーンステーションの操業期間については、地元関係行政区の御理解と御協力の下、環境保全協定において令和10年3月31日までとなっております。また、固形燃料RDFの搬入先の大牟田リサイクル発電株式会社は令和5年3月31日をもって事業を終了し、その後、令和10年3月31日までJFEエンジニアリング株式会社が事業を承継することで決定をしております。一方、久留米市では、令和9年度末をめどに、うきは久留米環境施設組合からの脱退を目指す考えが示されているところでございます。

このような状況を踏まえまして、令和10年4月1日以降のごみ処理施設の在り方、整備計画について協議を重ねているところであります。検討に当たり、選択肢として、1つは、周辺自治体との広域処理、2つ目に、他の自治体への一部処理委託、3つ目に、市単独での施設整備があります。この間、関係情報を収集し、処理に係る初期費用と維持運営費用の比較や課題を整理しながら検討しているところです。特に、広域処理及び一部事務処理委託については、関係先のごみ処理施設能力や今後の整備計画及び周辺環境保全に関する諸事情等があることから、慎重に検討・協議を行っているところです。現段階におきましては、具体的な進展はありません。今後も、引き続き、検討を行いながら、適宜、議員の皆様へ報告を行っていきたいと考えております。また、市民の皆様への説明につきましては、新たなごみ処理施設の在り方についての協議並びに地元関係行政区の皆様との協議が整った上で、お知らせをしていきたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 1点目の小石原川ダムにつきましては、過去、時々述べられていたこと等あるんですが、問題である令和7年度頃までに計画、そして10年頃までに加入ということですが、その見通しは立っているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 水資源対策室長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 瀧内水資源対策室長。

○水資源対策室長（瀧内 宏治君） 水資源対策室の瀧内でございます。

ただいまの御質問でございますけれども、令和7年頃には基本計画を策定しということで、それに向けての取組でございます。これにつきましては、若年層、子育て世代、女性層との市民の皆様との意見交換ということで、コロナが一旦、若干収束しました昨年10月頃から6回にわたって、水のワークショップということで開催をしております。また、「広報うきは」3月1日号で上水道整備に向けた考え方などについてもお知らせをしております。今後も、このような取組を行いながら、上水道事業の必要性について御理解いただけるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 時間が、あと30秒になりましたが、見通しについては、ぜひ発信をしていただきたいと思います。

それから、ごみ処理については、単独処理が今の状況で、もしやろうとすれば、間に合うのか、間に合わないのか、その一言だけ、お答えください。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

時間になりました。

これで、4番、竹永茂美議員の質問は終わります。

---

○議長（中野 義信君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

連絡します。明日3月8日は、午前9時から議案質疑を行いますので、よろしく申し上げます。

以上です。本日は、これで散会します。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時02分散会

---